

大分県地域防災計画修正案

新旧対照表

地震・津波対策編	第1部 総則……………P 1 第2部 災害予防……………P 3 第3部 災害応急対策……………P 17 第4部 災害復旧・復興……………P 43 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画……………P 46
風水害等対策編	第1部 総則……………P 1 第2部 災害予防……………P 3 第3部 災害応急対策……………P 20 第4部 災害復旧・復興……………P 43 第5部 火山災害応急対策……………P 46
事故等災害対策編	第1部 総則……………P 1 第2部 共通する災害予防 第3部 共通する災害応急対策……………P 2 第4部 共通する災害復旧・復興……………P 26 第5部 各種災害対策……………P 28

大分県地域防災計画修正案 新旧対照表

地震・津波対策編	第1部 総則 P1
	第2部 災害予防 P3
	第3部 災害応急対策 P17
	第4部 災害復旧・復興 P43
	第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画 P46

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前	改正後
<p data-bbox="510 284 748 316">第1章 計画の目的</p> <p data-bbox="465 331 792 363">第2節 計画の性格と内容</p> <p data-bbox="147 384 197 416">(略)</p> <p data-bbox="129 432 1106 560">なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。</p> <p data-bbox="147 576 197 608">(略)</p>	<p data-bbox="1541 284 1778 316">第1章 計画の目的</p> <p data-bbox="1496 331 1823 363">第2節 計画の性格と内容</p> <p data-bbox="1171 384 1220 416">(略)</p> <p data-bbox="1153 432 2130 608">なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど</u>、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。</p> <p data-bbox="1171 624 1220 655">(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第3章 大分県における地震・津波の特性 第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性</p> <p>1 海溝型地震 (略)</p> <p>○南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震等）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でM8.0～M8.4、東南海地震でM7.9～M8.4、二つの地震が同時に発生した場合はM7.9～M8.6であったとされている。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 大分県における地震・津波の特性 第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性</p> <p>1 海溝型地震 (略)</p> <p>○南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震等）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でM8.0～M8.4、東南海地震でM7.9～M8.4、二つの地震の領域が一度に破壊したとされる1707年の宝永地震ではM8.6であったとされている。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第2章 災害に強いまちづくり</p> <p style="text-align: center;">第1節 被害の未然防止事業</p> <p>1 地盤災害防止事業（土木建築部道路建設課・道路保全課・河川課・港湾課・都市・まちづくり推進課、農林水産部<u>農村基盤整備課</u>、市町村） （略）</p> <p>2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部<u>農村基盤整備課</u>・森林保全課、市町村） （略）</p> <p>4 海岸保全事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部河川課・港湾課、農林水産部<u>農村基盤整備課</u>・森林保全課・漁港漁村整備課、市町村） （略）</p> <p>7 農地防災事業の促進（農林水産部<u>農村基盤整備課</u>、市町村） （略）</p> <p>（2）農地防災事業の実施</p> <p>地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を<u>防災重点ため池</u>と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。</p> <p>また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、<u>防災重点ため池</u>におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害に強いまちづくり</p> <p style="text-align: center;">第1節 被害の未然防止事業</p> <p>1 地盤災害防止事業（土木建築部道路建設課・道路保全課・河川課・港湾課・都市・まちづくり推進課、農林水産部<u>農地・農村整備課</u>、市町村） （略）</p> <p>2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部<u>農地・農村整備課</u>・森林保全課、市町村） （略）</p> <p>4 海岸保全事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部河川課・港湾課、農林水産部<u>農地・農村整備課</u>・森林保全課・漁港漁村整備課、市町村） （略）</p> <p>7 農地防災事業の促進（農林水産部<u>農地・農村整備課</u>、市町村） （略）</p> <p>（2）農地防災事業の実施</p> <p>地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を<u>防災重点農業用ため池</u>と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。</p> <p>また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、<u>防災重点農業用ため池</u>におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。</p> <p>（略）</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第3節 防災施設の災害予防管理</p> <p>(略)</p> <p>1 地震時水害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州農政局、土木建築部河川課、農林水産部<u>農村基盤整備課</u>・森林保全課、漁港漁村整備課、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課、農林水産部<u>農村基盤整備課</u>・森林保全課、市町村）</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災施設の災害予防管理</p> <p>(略)</p> <p>1 地震時水害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州農政局、土木建築部河川課、農林水産部<u>農地・農村整備課</u>・森林保全課、漁港漁村整備課、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課、農林水産部<u>農地・農村整備課</u>・森林保全課、市町村）</p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">第6節 建築物等の安全性の確保</p> <p>1 公共施設の安全性確保（福祉保健部医療政策課、土木建築部建築住宅課・施設整備課、警察本部警務部会計課、教育庁教育財務課、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 公共施設に関する事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>ハ 非常用電源設備等の整備</p> <p>自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 一般建築物の安全性確保（福祉保健部医療政策課・高齢者福祉課、土木建築部建築住宅課、市町村）</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第6節 建築物等の安全性の確保</p> <p>1 公共施設の安全性確保（福祉保健部医療政策課、土木建築部建築住宅課・施設整備課、警察本部警務部会計課、教育庁教育財務課、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 公共施設に関する事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>ハ 非常用電源設備等の整備</p> <p><u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u>や自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間 <u>(最低3日間)</u> の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 一般建築物の安全性確保（福祉保健部医療政策課・高齢者福祉課、土木建築部建築住宅課、市町村）</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(2) 一般建築物に関する事業の実施</p> <p>イ 耐震性の確保</p> <p>施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 一般建築物に関する事業の実施</p> <p>イ 耐震性の確保</p> <p>施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、<u>耐震アドバイザーの派遣や耐震診断、</u>改修を促進するための助成等を実施する。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第3章 災害に強い人づくり</p> <p style="text-align: center;">第1節 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。</p> <p style="text-align: center;">第2節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害に強い人づくり</p> <p style="text-align: center;">第1節 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。</p> <p style="text-align: center;"><u>そのため、県は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>○ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>極的に実施すること。</p> <p>(略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>県は、市町村及び防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(2) 一般県民に対する防災教育</p> <p>(略)</p> <p>チ 平素住民が実施しうる応急手当、<u>3日分の食料</u>、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策</p> <p>(略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(8) 災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに</p>	<p>(略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>県は、<u>国</u>、市町村及び防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(2) 一般県民に対する防災教育</p> <p>(略)</p> <p>チ 平素住民が実施しうる応急手当、<u>最低3日間、推奨一週間分の食料</u>、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策</p> <p>(略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(8) 災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>に、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。 また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 消防団・ボランティアの育成、強化</p> <p>(略)</p> <p>1 消防団の育成・強化（生活環境部防災局消防保安室、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の育成・強化策の推進</p> <p>県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。</p> <p>イ 消防団員への理解の促進</p> <p>消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを<u>進める</u>。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・<u>健康づくり支援課</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等</p> <p>(略)</p> <p>リ 福祉保健部<u>健康づくり支援課</u>・高齢者福祉課・こども未来課・こど</p>	<p>に、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。 また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 消防団・ボランティアの育成、強化</p> <p>(略)</p> <p>1 消防団の育成・強化（生活環境部防災局消防保安室、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の育成・強化策の推進</p> <p>県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。</p> <p>イ 消防団員への理解の促進</p> <p>消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを<u>推進する。また、大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組を推進する</u>。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・<u>健康政策・感染症対策課</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等</p> <p>(略)</p> <p>リ 福祉保健部<u>健康政策・感染症対策課</u>・高齢者福祉課・こども未来課・こど</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>も・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課、<u>健康づくり支援課</u>、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。<u>また、</u>大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制の充実を図る。</p> <p>さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課、<u>健康政策・感染症対策課</u>、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する<u>とともに、</u>大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制の充実を図る。<u>また、市町村や県をまたぐ広域避難も想定し、福祉避難所や一般避難所福祉避難スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から市町村との共有を図る。</u></p> <p>さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。</p> <p><u>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組が円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(4) 防災設備・物資・資機材等の整備 防災対策企画課及び市町村は、<u>災害初期</u>の食料・飲料水等について、<u>おむね3日間</u>を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>また、<u>健康づくり支援課</u>及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 帰宅困難者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 宿泊場所の確保（市町村・企画振興部<u>交通政策課</u>・生活環境部防災局防災対策企画課・交通機関・事業所・学校） (略)</p> <p>生活環境部防災局防災対策企画課は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。企画振興部<u>交通政策課</u>は、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行う。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 県民運動の展開</p>	<p>(4) 防災設備・物資・資機材等の整備 防災対策企画課及び市町村は、<u>最低3日間、推奨1週間分</u>の食料・飲料水等について、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>また、<u>健康政策・感染症対策課</u>及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 帰宅困難者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 宿泊場所の確保（市町村・企画振興部<u>地域交通・物流対策室</u>・生活環境部防災局防災対策企画課・交通機関・事業所・学校） (略)</p> <p>生活環境部防災局防災対策企画課は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。企画振興部<u>地域交通・物流対策室</u>は、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行う。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 県民運動の展開</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>1 自助の推進</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県民は、災害の発生に備え、<u>少なくとも3日</u>分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。</p>	<p>(略)</p> <p>1 自助の推進</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県民は、災害の発生に備え、<u>最低3日間、推奨1週間</u>分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 初動体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援計画の策定</p> <p>(略)</p> <p><u>また</u>、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実</p> <p>イ 情報機器の整備と通信手段の多様化</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 情報通信機器等の充実</p> <p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 初動体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援計画の策定<u>等</u></p> <p>(略)</p> <p>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。</p> <p><u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p><u>加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実</p> <p>イ 情報機器の整備と通信手段の多様化</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 情報通信機器等の充実</p> <p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>・ヘリコプターテレビシステム、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備</p> <p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 広域応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。</p> <p>県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 交通確保・輸送体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部道路建設課・道路保全課、警察本部交通規制課）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の整備等</p>	<p>・ヘリコプターテレビシステムに加え、沿岸部や離島への固定カメラの増設など画像情報の収集・連絡システムの充実</p> <p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 広域応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。</p> <p><u>都道府県の区域を越えて活動する緊急消防援助隊については、各種訓練の実施等により充実強化や体制整備に努める。</u></p> <p><u>なお、</u>県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 交通確保・輸送体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部道路建設課・道路保全課、警察本部交通規制課）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の整備等</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>へ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認</p> <p>(略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)</p> <p>早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、<u>県として、定期的に</u>住家被害調査研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。</p> <p><u>また</u>、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>へ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認</p> <p>(略)</p> <p><u>(ハ) 電気・通信事業者との協定</u></p> <p><u>県は「災害時における相互連携に関する協定書」に基づき、広域災害発生時など対応が必要となった場合に備え、電気・通信事業者との間の手続きや連絡体制の確認を含む道路啓開等の図上訓練を行い、災害時の円滑な対応に向けた連携強化に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)</p> <p>早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため<u>県は</u>、住家被害調査に係る<u>実践的な</u>研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化する。<u>また</u>、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。</p> <p><u>さらに</u>、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。</p> <p><u>加えて、発災後すみやかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるよう努める。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 (略)</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、総務部電子自治体推進室、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・<u>健康づくり支援課</u>（略）） (略)</p> <p>(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実 地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。県は、市町村に対し津波等に関して大分県防災情報システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。 (略)</p> <p>(4) 救急医療対策の充実 イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。 (略)</p> <p>(リ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、<u>「おおいた医療情報ほっとネット」</u>及び「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施 (略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、</p>	<p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 (略)</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、総務部電子自治体推進課、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・<u>健康政策・感染症対策課</u>（略）） (略)</p> <p>(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実 地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。県は、市町村に対し津波等に関して大分県防災情報<u>通信</u>システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。 (略)</p> <p>(4) 救急医療対策の充実 イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。 (略)</p> <p>(リ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施 (略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・<u>健康づくり支援課</u>（略）） （略）</p> <p><u>(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</u></p> <p style="text-align: center;">第5節 救助物資の備蓄</p> <p>（略）</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、<u>定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。</u></p> <p>県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。</p> <p>県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡る県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄保管場所の分散化に努める。</p> <p>市町村は、地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。</p> <p>（略）</p>	<p>生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・<u>健康政策・感染症対策課</u>（略）） （略）</p> <p><u>(9) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進</u> <u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。</u></p> <p><u>(10) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</u></p> <p style="text-align: center;">第5節 救助物資の備蓄</p> <p>（略）</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、<u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。</u></p> <p>県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。</p> <p>県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄保管場所の分散化に努める。</p> <p>市町村は、<u>孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進めるなど</u>地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。</p> <p>（略）</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
第2章 活動体制の確立 第1節 組織		第2章 活動体制の確立第 1節 組織	
<p>(略)</p> <p>○県災害対策本部の設置に関する関係先への通知</p> <p>(略)</p> <p>□陸上自衛隊第 <u>41 普通科連隊</u> (<u>別府</u>駐屯地)</p> <p>(略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 設置場所</p> <p>県庁舎本館6階 大分県防災センター内</p> <p>ただし、<u>防災センター</u>が被災し使用できない場合は、<u>県庁舎等</u>に設置するものとする。</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <p>a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。</p>		<p>(略)</p> <p>○県災害対策本部の設置に関する関係先への通知</p> <p>(略)</p> <p>□陸上自衛隊第 <u>2 特科団</u> (<u>湯布院</u>駐屯地)</p> <p>(略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 設置場所</p> <p>県庁舎本館6階 大分県防災センター内</p> <p>ただし、<u>県庁舎</u>が被災し使用できない場合は、<u>大分スポーツ公園内</u>に設置するものとする。</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <p>a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。</p>	
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊 <u>別府</u> 駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員	本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊 <u>湯布院</u> 駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後				
<p>d. 各種の災害応急対策及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="172 384 1043 579"> <tr> <td data-bbox="172 384 454 579">部長</td> <td data-bbox="454 384 1043 579">企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事項 (略)</p> <p>b. 総合調整室の主な処理事務 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターの運用調整 ・その他必要な事項 <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 通信連絡手段確保の基本方針</p> <p>災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。</p> <p>(略)</p>	部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長	<p>d. 各種の災害応急対策及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1202 384 2074 579"> <tr> <td data-bbox="1202 384 1485 579">部長</td> <td data-bbox="1485 384 2074 579">企画振興部長、福祉保健部長、<u>生活環境部長</u>、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事項 (略)</p> <p>b. 総合調整室の主な処理事務 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターの運用調整 ・<u>ドローンの飛行要請</u> ・その他必要な事項 <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 通信連絡手段確保の基本方針</p> <p>災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。<u>また、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等の活用体制について整備を行う。</u></p> <p>(略)</p>	部長	企画振興部長、福祉保健部長、 <u>生活環境部長</u> 、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長
部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長				
部長	企画振興部長、福祉保健部長、 <u>生活環境部長</u> 、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長				

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>2 県における通信連絡手段の確保</p> <p>(4) 防災行政無線等（大分県防災情報システム等）無線設備の点検・起動</p> <p>(略)</p> <p>(6) 被災地における通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>ロ 孤立地区における衛星電話の活用</p> <p>道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を<u>活用する</u>。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携</p> <p>総務省九州総合通信局や<u>移動</u>通信事業者（<u>NTTドコモ等</u>）等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村の通信連絡手段の確立措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) オフトーク通信による通信連絡</u></p> <p>(3) 防災相互通信用無線局による通信連絡</p> <p>(4) ケーブルテレビによる通信連絡</p> <p>(略)</p>	<p>2 県における通信連絡手段の確保</p> <p>(4) 防災行政無線等（大分県防災情報<u>通信</u>システム等）無線設備の点検・起動</p> <p>(略)</p> <p>(6) 被災地における通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>ロ 孤立地区における衛星電話の活用等</p> <p>道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を活用する<u>とともに、衛星通信によるインターネット機器の整備・活用に努める</u>。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携</p> <p>総務省九州総合通信局や通信事業者等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村の通信連絡手段の確立措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> 防災相互通信用無線局による通信連絡</p> <p><u>(3)</u> ケーブルテレビによる通信連絡</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前					改正後				
第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 (略)					第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 (略)				
1 基本方針 (地震) (略)					1 基本方針 (地震) (略)				
(1) 地震・津波に関する情報の概要 (略)					(1) 地震・津波に関する情報の概要 (略)				
ロ 用語解説					ロ 用語解説				
沖合の津波観測に関する情報		沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。			沖合の津波観測に関する情報		沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。 <u>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。</u>		
(略)					(略)				
10 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等 (略)					10 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等 (略)				
(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報 (略)					(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報 (略)				
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					津波警報等の種類と発表される津波の高さ等				
津波警報等	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	津波警報等を見聞きした場合に	津波警報等	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	津波警報等を見聞きした場合にと

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前						改正後					
の種類			数値での発表	定性的表現での発表	とるべき行動	の種類			数値での発表	定性的表現での発表	とるべき行動
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{m}$	1 m	(表記なし)	<u>陸域では避難の必要はない。</u> 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{m}$	1 m	(表記なし)	<u>海岸保全施設等よりも海側にいる人は避難する。</u> 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
(略)	ロ 津波警報等の留意事項等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ロ 津波警報等の留意事項等	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発	(略)	(略)	(略)	(略)

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）（以下「災害情報」という。）及び被害に関する情報（以下「被害情報」という。）は、市町村が当該区域内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集する。県は、自ら災害情報・被害情報を収集し、また、市町村からの報告及び防災関係機関からの通報等を取りまとめ、関係機関に報告する。その他の事務又は業務に関し災害に関する情報を調査収集すべき防災関係機関は、自らその情報を調査収集し、必要に応じて県に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制</p> <p>(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>ニ 防災行政無線の被災現地への持ち込み</p> <p>通信・輸送部は、イ～ハの情報を基に、最も適当と判断される地点に防災行政無線を持ち込み、情報収集に当たる。</p>	<p>表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p> <p><u>・強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）（以下「災害情報」という。）及び被害に関する情報（以下「被害情報」という。）は、市町村が当該区域内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集する。県は、自ら災害情報・被害情報を収集し、また、市町村からの報告及び防災関係機関からの通報等を取りまとめ、<u>関係省庁及び</u>関係機関に報告する。その他の事務又は業務に関し災害に関する情報を調査収集すべき防災関係機関は、自らその情報を調査収集し、必要に応じて県に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制</p> <p>(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>ニ <u>無人航空機（ドローン）の活用</u></p> <p><u>総合調整室応急対策調整班は、必要に応じて、民間団体との協定に基づき被災地等の上空にドローンを飛行させ、その映像を災害対応支援シ</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>ホ 自衛隊連絡幹部の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、自衛隊と県との情報交換を迅速に行うため、自衛隊連絡幹部を総合調整室に受け入れる。 なお、県災害対策連絡室又は県災害警戒本部の段階であっても、情報交換を迅速に行うため、関係する機関の職員を受け入れるものとする。（以下「<u>へ～ち</u>」においても同様とする。）</p> <p>へ 海上保安部職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、海上保安部と県との情報交換を迅速に行うため、海上保安部職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>ト 大分地方气象台職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、大分地方气象台と県との情報交換を迅速に行うため、大分地方气象台職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>チ 九州地方整備局職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局から派遣される現地情報連絡員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>リ 災害対応支援システムの活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。</p> <p>ヌ ICTの活用</p>	<p><u>ステムで共有する。</u> <u>なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。</u></p> <p><u>ホ</u> 防災行政無線の被災現地への持ち込み 通信・輸送部は、<u>イ～ニ</u>の情報を基に、最も適切と判断される地点に防災行政無線を持ち込み、情報収集に当たる。</p> <p><u>へ</u> 自衛隊連絡幹部の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、自衛隊と県との情報交換を迅速に行うため、自衛隊連絡幹部を総合調整室に受け入れる。 なお、県災害対策連絡室又は県災害警戒本部の段階であっても、情報交換を迅速に行うため、関係する機関の職員を受け入れるものとする。（以下「<u>ト～リ</u>」においても同様とする。）</p> <p><u>ト</u> 海上保安部職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、海上保安部と県との情報交換を迅速に行うため、海上保安部職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p><u>チ</u> 大分地方气象台職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、大分地方气象台と県との情報交換を迅速に行うため、大分地方气象台職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p><u>リ</u> 九州地方整備局職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局から派遣される現地情報連絡員を総合調整室に受け入れる。</p> <p><u>ヌ</u> 災害対応支援システムの活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムによ</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報の収集にタブレット端末等を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>ル その他</p> <p>大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p> <p>なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例</p> <p>(略)</p> <p>(ト) 電気、上・下水道、通信、都市ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報</p> <p>(略)</p> <p><u>総務班</u></p> <p>* 総合調整室に詰めている 警察本部、自衛隊、海上保安部、 大分地方気象台は リアルタイムで情報共有</p>	<p>り市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。</p> <p><u>ル</u> ICTの活用</p> <p>各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報の収集にタブレット端末等を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。</p> <p><u>ヲ</u> その他</p> <p>大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ</u>、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例</p> <p>(略)</p> <p>(ト) 電気、上・下水道、通信、都市ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報</p> <p>(略)</p> <p><u>総合調整室情報収集班</u></p> <p>* 総合調整室に詰めている 警察本部、自衛隊、海上保安部、 大分地方気象台は リアルタイムで情報共有</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 市町村への支援</p> <p>(略)</p> <p>1 市町村における応急対策に関する状況把握等 大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、総合調整室を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理<u>やマスク着用等</u>を徹底するものとする。</p> <p>(1) 地区災害対策本部<u>職員の派遣</u> <u>地区災害対策本部庶務班</u>は、必要に応じて<u>職員を市町村へ派遣し</u>、市町村の行う応急対策に必要な協力を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 市町村への支援</p> <p>(略)</p> <p>1 市町村における応急対策に関する状況把握等 大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 県災害対策本部による情報連絡員の派遣</u> <u>(1)のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、総合調整室を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。</p> <p>(1) 地区災害対策本部<u>による支援</u> <u>地区災害対策本部</u>は、必要に応じて市町村の行う応急対策に協力を行うこととする。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前					改正後				
第9節 防災ヘリコプターの運用の確立					第9節 防災ヘリコプターの運用の確立				
(略)					(略)				
8 連携体制の整備					8 連携体制の整備				
(1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎の5県による防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。					(1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎・ <u>佐賀・福岡</u> の7県による防災消防ヘリコプター相互応援協定及び大分県・ <u>愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定</u> に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。				
(略)					(略)				
第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立					第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立				
(略)					(略)				
2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等					2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等				
本県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである					本県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。				
(略)					(略)				
(2) 要請先等					(2) 要請先等				
要 請 先 等		連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考	要 請 先 等		連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考
陸 上 自	第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 <u>内線234, 302</u> FAX 0977-23-3433 <u>防7-852</u>	連隊長	大分県の北部、東部 (大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄	陸 上 自	<u>第2特科団</u> (湯布院駐屯地)	<u>由布市湯布院町川上941</u> TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	<u>団長</u>	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄
	第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大字鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 FAX 0977-23-3433	連隊長	大分県の北部、東部 (大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国					

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
隊	衛	<u>西部方面特科隊</u> <u>第3科</u> (湯布院駐屯地)	<u>大分郡湯布院町川上</u> TEL 0977-84-2111 <u>内線235,</u> <u>302</u> FAX 0977-84-2111	<u>隊長</u>	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄		
		<u>第4戦車大隊</u> <u>第3係</u> (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足 2494 TEL <u>09737-2</u> -1116 <u>内線235,</u> <u>302</u> FAX <u>09737-2</u> -1116	<u>大隊長</u>	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄		
	海上自衛隊	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町 5-12 TEL 092-591-1020 <u>内線5233</u>	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域		
		<u>西部方面総監部</u> <u>防衛部防衛課</u> <u>運用班</u> (<u>健軍駐屯地</u>)	<u>熊本県熊本市東町1-1-1</u> TEL <u>096-368-5111</u> <u>内線</u> <u>2256, 2257</u>	<u>総監</u>	<u>九州・沖縄(大分県含む)全域</u>		
		呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 <u>内線2444</u> 22-5680	総監	大分県沿岸部全域を管轄		
隊	衛				東の各市及び姫島村)を管轄		
		<u>西部方面戦車隊</u> (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足 2494 TEL <u>0973-72</u> -1116 FAX <u>0973-72</u> -1116	隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄		
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町 5-12 TEL 092-591-1020	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域			
海上自衛隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 22-5680 (直通) 22-5692 (直通)	総監	大分県沿岸部全域を管轄			
	航空自衛隊	西部航空方面 隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 FAX 092-581-4031	司令官	大分県全域を管轄		
地	自衛隊 大分地方協力	大分市新川町2-1-36	本部長	緊急の場合等における連絡先			

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前					改正後					
衛 隊		(直通) 22-5692 (直通) <u>(FAXは、電話連絡時 に指定する番号)</u>			本	本部 総務課	TEL 097-536-6271			
	航 空 自 衛 隊	西部航空方面隊 司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3 -1-1 TEL 092-581-4031 <u>内線 2344, 234 6</u> FAX 092-581-4031 <u>内線5903</u>	司令官	(略)					
	地 本 等	自衛隊 大分地方協力本 部総務課	大分市新川町2-1 -36 TEL 097-536-6271	本部長						緊急の場合等における 連絡先
		<u>海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科</u>	<u>佐伯市鶴谷区 TEL 0972-22-0370</u>	<u>隊長</u>						<u>呉地方総監部との連絡 調整</u>
(略)					(略)					

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自衛隊の災害派遣要請に必要な情報の収集・分析及び派遣事前調整</p> <p>ハ 総合調整室統括スタッフ会議は、イ及びロを基に、派遣要請事項について検討する。この際、県の総合窓口である自衛隊第 <u>41 普通科連隊</u> (別府駐屯地) に情報を提供又は通報し、要請先等を協議した後、隊区担当部隊と災害派遣に関する事前協議を行うものとする。(自衛隊連絡幹部等が県総合調整室に派遣されている場合、自衛隊連絡幹部等との間で事前協議を行う。)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 派遣要請</p> <p>イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第 <u>41 普通科連隊長</u> 又は上級部隊長とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の活動内容等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する救援活動等</p> <p>災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>リ <u>炊飯及び給水</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自衛隊の災害派遣要請に必要な情報の収集・分析及び派遣事前調整</p> <p>ハ 総合調整室統括スタッフ会議は、イ及びロを基に、派遣要請事項について検討する。この際、県の総合窓口である自衛隊第 <u>2 特科団</u> (湯布院駐屯地) に情報を提供又は通報し、要請先等を協議した後、隊区担当部隊と災害派遣に関する事前協議を行うものとする。(自衛隊連絡幹部等が県総合調整室に派遣されている場合、自衛隊連絡幹部等との間で事前協議を行う。)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 派遣要請</p> <p>イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第 <u>2 特科団長</u> 又は上級部隊長とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の活動内容等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する救援活動等</p> <p>災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>リ <u>炊飯、給水及び入浴支援</u></p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第11節 他機関に対する応援要請</p> <p>1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。</p> <p>県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第13節 ボランティアとの連携</p> <p>(略)</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>(略)</p> <p>ハ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ヘ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティ</p>	<p style="text-align: center;">第11節 他機関に対する応援要請</p> <p>1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。</p> <p>県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定 <u>(九州7県協定)、大分県・愛媛県 消防防災ヘリコプター相互応援協定</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第13節 ボランティアとの連携</p> <p>(略)</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>(略)</p> <p>ハ 被災地・<u>避難所</u>のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するボランティア・NPO <u>が行う業務や受入方法</u>に関する総合調整を行う。</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し、<u>専門性を有するボランティアの広域的な受け入れ</u>や効率的な運営を実現するため、災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ヘ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティ</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>ア活動に必要な情報について、適時・的確に現地災害ボランティアセンター等に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 現地災害ボランティアセンターの役割</p> <p>(略)</p> <p>ロ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。</p> <p>(略)</p> <p>○専門ボランティア・NPO活動例</p> <p>(略)</p> <p>・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第16節 交通確保・輸送対策</p> <p>(略)</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>(4) 輸送手段等の確保</p> <p>イ 車両の確保・配車</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 県有車両以外(公益社団法人大分県トラック協会等)</p> <p>(略)</p> <p>c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請</p> <p>輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に</p>	<p>ア活動に必要な情報について、適時・的確に<u>県災害ボランティアセンター及び</u>現地災害ボランティアセンター等に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 現地災害ボランティアセンターの役割</p> <p>(略)</p> <p>ロ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。</p> <p>(略)</p> <p>○専門ボランティア・NPO活動例</p> <p>(略)</p> <p>・その他災害救助活動<u>や避難所運営</u>に関して専門的な資格や技術などを要する活動</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第16節 交通確保・輸送対策</p> <p>(略)</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>(4) 輸送手段等の確保</p> <p>イ 車両の確保・配車</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 県有車両以外(公益社団法人大分県トラック協会等)</p> <p>(略)</p> <p>c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請</p> <p>輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ロ 燃料の確保</p> <p>輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」（平成26年5月）に基づき確保する。この場合の調整窓口は支援物資部支援物資班とする。</p> <p>(略)</p>	<p>関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。</p> <p><u>また、協定締結先の事業者等と連携して、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>ロ 燃料の確保</p> <p>輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」（平成26年5月）に基づき確保する。この場合の調整窓口は支援物資部支援物資班とする。<u>県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第5節 救急医療活動</p> <p>(略)</p> <p>3 医療情報の収集及び提供</p> <p>(1) 医療情報の収集</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班及び地区災害対策本部保健所班は、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班と連携し、また、<u>おおいた医療情報ほっとネット</u>（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療情報の提供</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、(1)で収集した情報を整理し、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班を通じて、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会等医療関係団体、医療機関、消防機関、県民、難病患者等へ情報提供する。</p> <p>なお、<u>おおいた医療情報ほっとネット</u>（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 救急医療活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣</p> <p>イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院に大</p>	<p style="text-align: center;">第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第5節 救急医療活動</p> <p>(略)</p> <p>3 医療情報の収集及び提供</p> <p>(1) 医療情報の収集</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班及び地区災害対策本部保健所班は、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班と連携し、また、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療情報の提供</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、(1)で収集した情報を整理し、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班を通じて、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会等医療関係団体、医療機関、消防機関、県民、難病患者等へ情報提供する。</p> <p>なお、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 救急医療活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣</p> <p>イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後																								
<p>分DMATの派遣を要請する。大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。</p> <p>ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、<u>大分県看護協会</u>に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJRATの派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整</p> <p>イ 県外のDMAT及び医療救護班の派遣</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMATの派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>6 関係機関が実施する措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 大分DMAT指定病院の措置</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況</p> <p><u>平成31年4月1日</u>現在</p> <table border="1" data-bbox="129 1342 1088 1495"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療圏</th> <th rowspan="2">病院名</th> <th colspan="2">災害拠点病院</th> <th rowspan="2">大分DMAT</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT								<p>に<u>対し</u>大分DMATの派遣を要請する。大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。</p> <p>ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、<u>災害支援ナース協定医療機関</u>に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJRATの派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整</p> <p>イ 県外のDMAT及び医療救護班<u>等</u>の派遣</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMAT <u>及び災害支援ナース</u>の派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>6 関係機関が実施する措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 大分DMAT指定病院の措置</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況</p> <p><u>令和6年6月6日</u>現在</p> <table border="1" data-bbox="1160 1342 2119 1495"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療圏</th> <th rowspan="2">病院名</th> <th colspan="2">災害拠点病院</th> <th rowspan="2">大分DMAT</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT							
医療圏			病院名	災害拠点病院		大分DMAT																			
医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT																					

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前					改正後				
		基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院			基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院
東 国 東	国東市民病院		○	○	東 国 東	国東市民病院		○	○
別 府 速 見	国家公務員共済組合連合会 新別府病院		○	○	別 府 速 見	国家公務員共済組合連合会 新別府病院		○	○
	国立病院機構別府医療センター			○		国立病院機構別府医療センター			○
	大分県厚生連鶴見病院			○		大分県厚生連鶴見病院			○
大 分	大分県立病院	○		○	大 分	大分県立病院	○		○
	大分市医師会立アルメイダ 病院		○	○		大分市医師会立アルメイダ 病院		○	○
	大分赤十字病院		○	○		大分赤十字病院		○	○
	大分中村病院			○		大分中村病院			○
	大分三愛メディカルセンタ ー			○		大分三愛メディカルセンタ ー			○
	大分大学医学部附属病院		<u>○</u>	○		大分大学医学部附属病院	<u>○</u>		○
	大分岡病院			○		大分岡病院			○
	天心堂へつぎ病院			○		天心堂へつぎ病院			○
	国立病院機構大分医療セン ター			○		国立病院機構大分医療セン ター			○
	佐賀関病院			○		佐賀関病院			○
					永富脳神経外科病院			<u>○</u>	

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前					改正後				
臼 津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○	臼 津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○
佐 伯	南海医療センター		○	○		津久見中央病院			○
豊 後 大 野	豊後大野市民病院		○	○	佐 伯	南海医療センター		○	○
竹 田	竹田医師会病院		○	○	豊 後 大 野	長門記念病院			○
	大久保病院		○	○		豊 後 大 野	豊後大野市民病院		○
日 田 玖 珠	大分県済生会日田病院		○	○	竹 田	竹田医師会病院		○	○
			○	○		大久保病院		○	○
中 津	中津市立中津市民病院		○	○	日 田 玖 珠	大分県済生会日田病院		○	○
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○	中 津	中津市立中津市民病院		○	○
計		1	13	22	宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○
					計		2	12	25

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者に関する情報共有等</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症等</u>の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</p> <p>4 要配慮者の避難等の措置</p> <p>市町村は、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じる<u>とともに</u>、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。(中略)</p> <p>市町村から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合、総合調整室応急対策調整班は他の市町村との連絡調整等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難住民の健康への配慮</p> <p>県及び市町村は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣<u>し</u>、常</p>	<p style="text-align: center;">第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者に関する情報共有等</p> <p>行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</p> <p>4 要配慮者の避難等の措置</p> <p>市町村は、避難所<u>のバリアフリー化に努めるとともに</u>、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じる<u>など</u>、<u>福祉的支援を充実させる</u>。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。(中略)</p> <p>市町村から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合総合調整室応急対策調整班は他の市町村との連絡調整等を行う。</p> <p><u>県は、平素から福祉避難所や一般避難所福祉スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から市町村との情報の共有を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難住民の健康への配慮</p> <p>県及び市町村は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣<u>する</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮</p> <p>市町村は、<u>災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所における</u>トイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。</p> <p>また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><u>とともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、</u>常に避難住民の健康 管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮</p> <p>市町村は、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、災害・断水時の</u>トイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。</p> <p><u>さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。</p> <p>また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</p> <p><u>(4) 福祉避難所サポーターの派遣・調整</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所外被災者への情報伝達活動</p> <p>県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所外被災者への情報伝達活動</p> <p>県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。</p> <p><u>さらに、市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p>4 <u>車中泊避難者への支援</u></p> <p><u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><u>4</u> 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の<u>物資の円滑な供給</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 巡回健康相談の実施 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 給水</p> <p>(略)</p> <p>2 給水活動の流れ (略)</p> <p>(3) 県における給水の実施</p> <p>ロ 給水等 (略)</p> <p>(ホ) <u>厚生労働省</u>、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請総務班が行う。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第10節 住宅の供給確保等</p> <p>(略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p>	<p><u>際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> <p><u>5</u> 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の<u>救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 巡回健康相談の実施 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 給水</p> <p>(略)</p> <p>2 給水活動の流れ (略)</p> <p>(3) 県における給水の実施</p> <p>ロ 給水等 (略)</p> <p>(ホ) <u>国土交通省</u>、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請総務班が行う。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第10節 住宅の供給確保等</p> <p>(略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。</p> <p>(1) 住宅の供給方針</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第11節 文教対策</p> <p>(略)</p> <p>2 応急措置の実施基準</p> <p>(略)</p> <p>(4) 教材学用品の供給措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 給与の基準</p> <p>(イ) 給与の対象</p> <p>学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を<u>そう</u>失又は、<u>き損</u>し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>(略)</p>	<p>県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。</p> <p>(1) 住宅の供給方針</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援や<u>ブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第11節 文教対策</p> <p>(略)</p> <p>2 応急措置の実施基準</p> <p>(略)</p> <p>(4) 教材学用品の供給措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 給与の基準</p> <p>(イ) 給与の対象</p> <p>学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を<u>喪失</u>又は<u>損傷</u>し、就学上支障のある小学校児童（<u>義務教育学校の前期課程及び</u>特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（<u>義務教育学校の後期課程、</u>中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第5章 社会基盤の応急対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策</p> <p>本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。</p> <p>1 応急対策の基本方針</p> <p>電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々の災害時対応計画に<u>したが</u>い、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 社会基盤の応急対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策</p> <p>本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。</p> <p>1 応急対策の基本方針</p> <p>電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々の<u>BCP</u>など災害時対応計画に<u>基づ</u>き、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>(略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。<u>また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>(略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>被災者台帳の整備及び情報提供</u></p> <p>(1) <u>被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備</u></p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>被災者の生活再建等のための情報提供</u></p> <p>県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>被災者の生活再建支援等</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>被災者台帳の整備</u></p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>情報提供</u></p> <p>県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後												
<p style="text-align: center;">第5章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害指定の手續</p> <p>(略)</p> <p>4 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣 総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 激甚災害指定基準（本激の基準）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="129 805 356 954"> <tr><td>担当部局</td></tr> <tr><td>農林水産部</td></tr> <tr><td>農村基盤整備課</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>(2) 局地激甚災害指定基準（局激の基準）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="129 1099 356 1248"> <tr><td>担当部局</td></tr> <tr><td>農林水産部</td></tr> <tr><td>農村基盤整備課</td></tr> </table>	担当部局	農林水産部	農村基盤整備課	担当部局	農林水産部	農村基盤整備課	<p style="text-align: center;">第5章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害指定の手續</p> <p>(略)</p> <p>4 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣 総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 激甚災害指定基準（本激の基準）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1149 805 1413 954"> <tr><td>担当部局</td></tr> <tr><td>農林水産部</td></tr> <tr><td>農地・農村整備課</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>(2) 局地激甚災害指定基準（局激の基準）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1149 1099 1413 1248"> <tr><td>担当部局</td></tr> <tr><td>農林水産部</td></tr> <tr><td>農地・農村整備課</td></tr> </table>	担当部局	農林水産部	農地・農村整備課	担当部局	農林水産部	農地・農村整備課
担当部局													
農林水産部													
農村基盤整備課													
担当部局													
農林水産部													
農村基盤整備課													
担当部局													
農林水産部													
農地・農村整備課													
担当部局													
農林水産部													
農地・農村整備課													

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
<p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 消防用施設の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、消防用施設及び消防用資機材の<u>整備を計画的に行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 消防用施設の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、<u>多様な災害に対応可能な</u>消防用施設及び消防用資機材の計画的な<u>整備促進に努める。</u></p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画修正案

新旧対照表

風水害等対策編	第1部 総則 P 1
	第2部 災害予防 P 3
	第3部 災害応急対策 P 20
	第4部 災害復旧・復興 P 43
	第5部 火山災害応急対策 P 46

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第1部 総則

改正前	改正後
<p data-bbox="504 284 741 309">第1章 計画の目的</p> <p data-bbox="465 331 779 357">第2節 計画の性格と内容</p> <p data-bbox="147 379 197 405">(略)</p> <p data-bbox="129 427 1106 549">なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。</p> <p data-bbox="147 571 197 596">(略)</p>	<p data-bbox="1529 284 1767 309">第1章 計画の目的</p> <p data-bbox="1491 331 1805 357">第2節 計画の性格と内容</p> <p data-bbox="1167 379 1216 405">(略)</p> <p data-bbox="1149 427 2125 596">なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど</u>、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。</p> <p data-bbox="1167 619 1216 644">(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部 総則

改正前	改正後
<p data-bbox="495 284 752 316">第4章 被害の想定</p> <p data-bbox="510 331 736 363">第2節 火山災害</p> <p data-bbox="152 379 1106 603">県下に分布する活火山のうち、九重山に属する硫黄山及び大船山、鶴見岳・伽藍岳及び由布岳で過去2,000年程度の間に発生した噴火活動に基づいて、「<u>くじゅう</u>山系火山防災マップ」及び「由布岳・鶴見岳・伽藍岳火山防災マップ」によって噴火規模が想定されている。したがって、これに基づき、本計画の想定災害と位置づけるものとする。</p> <p data-bbox="143 619 197 651">(略)</p>	<p data-bbox="1518 284 1776 316">第4章 被害の想定</p> <p data-bbox="1534 331 1760 363">第2節 火山災害</p> <p data-bbox="1171 379 2125 603">県下に分布する活火山のうち、九重山に属する硫黄山及び大船山、鶴見岳・伽藍岳及び由布岳で過去2,000年程度の間に発生した噴火活動に基づいて、「<u>九重</u>山系火山防災マップ」及び「由布岳・鶴見岳・伽藍岳火山防災マップ」によって噴火規模が想定されている。したがって、これに基づき、本計画の想定災害と位置づけるものとする。</p> <p data-bbox="1162 619 1216 651">(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第2章 災害に強いまちづくり</p> <p style="text-align: center;">第1節 被害の未然防止事業</p> <p>1 治山事業（九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村）</p> <p>（1）治山事業の現況</p> <p>本県の森林面積は、<u>453,000</u>haで県土の71%を占め、うち民有保安林は<u>122,208</u>haでその79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、<u>5%</u>がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は<u>6,955</u>箇所あり、山腹崩壊危険地区は<u>2,729</u>箇所、地すべり危険地区は119箇所、崩壊土砂流出危険地区は<u>4,107</u>箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。</p> <p>（2）治山事業の基本方針</p> <p>本県は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害が毎年多発している。また、県土の急速な開発は、森林とのかかわりを強め、都市化の進展による生活環境の悪化、水資源の不足は今後とも拡大するものと考えられる。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力ある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に「安全で住みよい県土」作りを目指して、森林整備保全事業計画に<u>基づき</u>県で策定した治山事業実施方針（<u>H31～R5</u>）に基づき、県長期総合計画の一環として積極的に推進する。</p> <p>（3）治山事業の実施</p> <p>イ 山地治山</p> <p>ロ <u>水土保全治山</u></p> <p>現在県下には、山地災害危険地区が<u>6,955</u>箇所存在するが、都市部、</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害に強いまちづくり</p> <p style="text-align: center;">第1節 被害の未然防止事業</p> <p>1 治山事業（九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村）</p> <p>（1）治山事業の現況</p> <p>本県の森林面積は、<u>451,000</u>haで県土の71%を占め、うち民有保安林は<u>123,283</u>haでその79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、<u>4%</u>がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は<u>6,962</u>箇所あり、山腹崩壊危険地区は<u>2,730</u>箇所、地すべり危険地区は119箇所、崩壊土砂流出危険地区は<u>4,113</u>箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。</p> <p>（2）治山事業の基本方針</p> <p>本県は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害が毎年多発している。また、県土の急速な開発は、森林とのかかわりを強め、都市化の進展による生活環境の悪化、水資源の不足は今後とも拡大するものと考えられる。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力ある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に「安全で住みよい県土」作りを目指して、<u>国の</u>森林整備保全事業計画に<u>即し</u>、県で策定した治山事業実施方針（<u>R6～R10</u>）に基づき、県長期総合計画の一環として積極的に推進する。</p> <p>（3）治山事業の実施</p> <p>イ 山地治山</p> <p>現在県下には、山地災害危険地区が<u>6,962</u>箇所存在するが、都市</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。</p> <p>ハ <u>水源地域整備</u></p> <p>ニ 防災林造成</p> <p>ホ 保安林整備 県下に配備されている約 <u>122,208haの保安林の維持管理を中心に改良、</u>保育事業を行う。 <u>また、近年、森林とのふれあいに対する県民の要望に応えるため、生活環境保全林整備等を行う。</u></p> <p>ヘ その他 森林内の地すべり防止事業を実施するとともに、国の補助事業の採択にならない小規模なものを対象とする県単治山事業等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害防止事業 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部<u>農村基盤整備課</u>・森林保全課、市町村）</p> <p>(1) 土砂災害防止事業の基本方針 (略)</p> <p>このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、風水害等に伴う土砂災害防止に努める。さらに、<u>土砂災害危険箇所</u>について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指</p>	<p>部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。</p> <p>ロ 防災林造成 <u>飛砂、強風、塩害等の被害の防止又は軽減のため、機能の低位な防風保安林等の整備を行う。</u></p> <p>ハ 保安林整備 県下に配備されている 約 <u>123,283haの保安林のうち、公益的機能が低下している森林の改良事業や公益的機能を発揮（向上）させるための</u>保育事業を行う。</p> <p>ニ その他 森林内の地すべり防止事業を実施するとともに、国の補助事業の採択にならない小規模なものを対象とする県単治山事業等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害防止事業 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部<u>農地・農村整備課</u>・森林保全課、市町村）</p> <p>(1) 土砂災害防止事業の基本方針 (略)</p> <p>このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、風水害等に伴う土砂災害防止に努める。さらに、<u>土砂災害のおそれがある</u>箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>定によるソフト対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 河川改修事業</p> <p>(略)</p> <p>(3) 河川改修事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>ロ 多目的ダム等の建設</p> <p>洪水制御を行う極めて有効な治水対策のひとつである洪水調節を主目的とした治水ダム、洪水調節、都市用水等の供給及び発電等河川総合開発を目的とした多目的ダムを建設し、治水ダム <u>6</u> ダム、多目的ダム 3 ダムが完成している。</p> <p>(略)</p> <p>5 海岸保全事業(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課、港湾課、農林水産部 <u>農村基盤整備課</u>、森林保全課、漁港漁村整備課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 海岸保全事業の基本方針</p> <p>高潮、波浪等に対して、海岸地帯にある家屋、各種施設及び設備並びに関係住民を保護することは産業開発の基本となすものである。既に、国土交通、農林水産の海岸関係省庁の共同で海岸に関する調査が実施され、<u>海岸保全施設整備方針</u>が示されているので、この趣旨にもとづき長期的な視野にたって、海岸堤防の整備を行い、併せて海岸侵食の防止、海岸砂地造林等についてもその推進を図るものとする。</p> <p>(3) 海岸保全事業の実施</p> <p>海岸保全事業は、<u>大分県海岸保全施設整備基本計画</u>により、海岸保全施設が未整備の箇所、天端不足や老朽化等により高潮、浸食対策が必要な箇所</p>	<p>等の指定によるソフト対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 河川改修事業</p> <p>(略)</p> <p>(3) 河川改修事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>ロ 多目的ダム等の建設</p> <p>洪水制御を行う極めて有効な治水対策のひとつである洪水調節を主目的とした治水ダム、洪水調節、都市用水等の供給及び発電等河川総合開発を目的とした多目的ダムを建設し、治水ダム <u>7</u> ダム、多目的ダム 3 ダムが完成している。</p> <p>(略)</p> <p>5 海岸保全事業(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課、港湾課、農林水産部 <u>農地・農村整備課</u>、森林保全課、漁港漁村整備課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 海岸保全事業の基本方針</p> <p>高潮、波浪等に対して、海岸地帯にある家屋、各種施設及び設備並びに関係住民を保護することは産業開発の基本となすものである。既に、国土交通、農林水産の海岸関係省庁の共同で海岸に関する調査が実施され、<u>海岸保全基本方針</u>が示されているので、この趣旨にもとづき長期的な視野にたって、海岸堤防の整備を行い、併せて海岸侵食の防止、海岸砂地造林等についてもその推進を図るものとする。</p> <p>(3) 海岸保全事業の実施</p> <p>海岸保全事業は、<u>本県の海岸保全基本計画</u>により、海岸保全施設が未整備の箇所、天端不足や老朽化等により高潮、浸食対策が必要な箇所につい</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>所について実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>9 道路整備事業(九州地方整備局、農林水産部<u>農村基盤整備課</u>、林務管理課、土木建築部道路建設課、道路保全課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>10 農地防災事業の促進(農林水産部<u>農村基盤整備課</u>、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>11 総合的な土砂災害対策(九州森林管理局、生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部砂防課、農林水産部<u>農村基盤整備課</u>、森林保全課、市町村)</p> <p>(略)</p>	<p>て実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>9 道路整備事業(九州地方整備局、農林水産部<u>農地・農村整備課</u>、林務管理課、土木建築部道路建設課、道路保全課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>10 農地防災事業の促進(農林水産部<u>農地・農村整備課</u>、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>11 総合的な土砂災害対策(九州森林管理局、生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部砂防課、農林水産部<u>農地・農村整備課</u>、森林保全課、市町村)</p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">第2節 災害危険区域の対策</p> <p>各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。</p> <p>1 災害危険区域の調査(農林水産部<u>農村基盤整備課</u>、森林保全課、土木建築部河川課、港湾課、砂防課、都市・まちづくり推進課、建築住宅課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(10) 災害危険性が高い盛土</p> <p>県及び市町村は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等</u>で危険が確認された盛土について、<u>速やかに</u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき<u>是正指導</u>を行うものとする。<u>また</u>、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県は適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害危険区域の対策</p> <p>各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。</p> <p>1 災害危険区域の調査(農林水産部<u>農地・農村整備課</u>、森林保全課、土木建築部河川課、港湾課、砂防課、都市・まちづくり推進課、建築住宅課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(10) 災害危険性が高い盛土</p> <p>県及び市町村は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。またこれらを踏まえ、危険が確認された盛土等</u>について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に<u>基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>(11) その他災害危険予想箇所 <u>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流</u>、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害危険予想箇所は、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。このほか、火山噴火災害に係る災害危険予想箇所についての調査を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害危険区域等の対策(農林水産部<u>農村基盤整備課</u>、森林保全課、土木建築部河川課、港湾課、砂防課、建築住宅課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災施設の災害予防管理</p> <p>(略)</p> <p>1 水害予防管理対策(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課、道路建設課、道路保全課、港湾課、砂防課、農林水産部<u>農村基盤整備課</u>、森林保全課、市町村、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 農業用施設の維持管理 農道、<u>溜池</u>、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。</p>	<p><u>土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。<u>さらに、県は、</u>当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(11) その他災害危険予想箇所 山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害危険予想箇所は、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。このほか、火山噴火災害に係る災害危険予想箇所についての調査を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害危険区域等の対策(農林水産部<u>農地・農村整備課</u>、森林保全課、土木建築部河川課、港湾課、砂防課、建築住宅課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災施設の災害予防管理</p> <p>(略)</p> <p>1 水害予防管理対策(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課、道路建設課、道路保全課、港湾課、砂防課、農林水産部<u>農地・農村整備課</u>、森林保全課、市町村、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 農業用施設の維持管理 農道、<u>ため池</u>、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>ロ 溜池の維持補修 漏水している溜池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことで溜池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 高潮災害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部河川課、港湾課、農林水産部農村基盤整備課、漁港漁村整備課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 都市・地域の防災環境整備</p> <p>(略)</p> <p>2 宅地造成地の災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、住宅金融公庫の宅地防災資金融資を斡旋する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 農林水産物の災害予防</p> <p>農産物、林産物、水産物等の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>ロ ため池の維持補修 漏水しているため池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことでため池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 高潮災害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部河川課、港湾課、農林水産部農地・農村整備課、漁港漁村整備課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 都市・地域の防災環境整備</p> <p>(略)</p> <p>2 宅地造成地の災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資を斡旋する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 農林水産物の災害予防</p> <p>農産物、林産物、水産物等の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>1 農産物の災害予防対策(九州農政局、農林水産部農林水産企画課、地域農業振興課、園芸振興課、<u>農村基盤整備課</u>)</p>	<p>1 農産物の災害予防対策(九州農政局、農林水産部農林水産企画課、地域農業振興課、園芸振興課、<u>農地・農村整備課</u>)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第3章 災害に強い人づくり</p> <p style="text-align: center;">第1節 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害に強い人づくり</p> <p style="text-align: center;">第1節 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。</p> <p style="text-align: center;"><u>そのため、県は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>○ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。</p> <p>(略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関)</p> <p>県は、市町村及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(8) 災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料(古文書、自然記録、映像等)や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 消防団・ボランティアの育成、強化</p> <p>(略)</p> <p>1 消防団の育成・強化(生活環境部防災局消防保安室、市町村)</p> <p>(略)</p>	<p>に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。</p> <p>(略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関)</p> <p>県は、<u>国</u>、市町村及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(8) 災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料(古文書、自然記録、映像等)や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 消防団・ボランティアの育成、強化</p> <p>(略)</p> <p>1 消防団の育成・強化(生活環境部防災局消防保安室、市町村)</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(2) 消防団の育成・強化策の推進</p> <p>県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。</p> <p>イ 消防団員への理解の促進</p> <p>消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを<u>進める</u>。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・<u>健康づくり支援課</u>（略））</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等（略）</p> <p>リ 福祉保健部<u>健康づくり支援課</u>・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定（略）</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課、<u>健康づくり支援課</u>、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施</p>	<p>(2) 消防団の育成・強化策の推進</p> <p>県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。</p> <p>イ 消防団員への理解の促進</p> <p>消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを<u>推進する。また、大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組を推進する</u>。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・<u>健康政策・感染症対策課</u>（略））</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等（略）</p> <p>リ 福祉保健部<u>健康政策・感染症対策課</u>・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定（略）</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課、<u>健康政策・感染症対策課</u>、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。<u>また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制の充実を図る。</u></p> <p>さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災設備・物資・資機材等の整備</p> <p>防災対策企画課及び市町村は、<u>災害初期</u>の食料・飲料水等について、<u>おむね3日間</u>を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>健康づくり支援課</u>及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患者及び</p>	<p>する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する<u>とともに、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制の充実を図る。また、市町村や県をまたぐ広域避難も想定し、福祉避難所や一般避難所福祉避難スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から市町村との共有を図る。</u></p> <p>さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。</p> <p><u>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組が円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災設備・物資・資機材等の整備</p> <p>防災対策企画課及び市町村は、<u>最低3日間、推奨1週間分</u>の食料・飲料水等について、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>健康政策・感染症対策課</u>及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 帰宅困難者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 宿泊場所の確保（市町村・企画振興部交通政策課・生活環境部防災局防災対策企画課・交通機関・事業所・学校）</p> <p>(略)</p> <p>生活環境部防災局防災対策企画課は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。企画振興部交通政策課は、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行う。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 県民運動の展開</p> <p>(略)</p> <p>1 自助の推進</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県民は、災害の発生に備え、<u>少なくとも3日</u>分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。</p>	<p>者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 帰宅困難者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 宿泊場所の確保（市町村・企画振興部地域交通・物流対策室・生活環境部防災局防災対策企画課・交通機関・事業所・学校）</p> <p>(略)</p> <p>生活環境部防災局防災対策企画課は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。企画振興部地域交通・物流対策室は、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行う。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 県民運動の展開</p> <p>(略)</p> <p>1 自助の推進</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県民は、災害の発生に備え、<u>最低3日間、推奨1週間</u>分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 初動体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援計画の策定</p> <p>(略)</p> <p><u>また、</u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 広域応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援</p>	<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 初動体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援計画の策定<u>等</u></p> <p>(略)</p> <p>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。</p> <p><u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p><u>加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 広域応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>を求める必要がある。</p> <p>県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 交通確保・輸送体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部道路建設課・道路保全課、警察本部交通規制課）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の整備等 へ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認</p> <p>(略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村) 早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているた</p>	<p>を求める必要がある。</p> <p><u>都道府県の区域を越えて活動する緊急消防援助隊については、各種訓練の実施等により充実強化や体制整備に努める。</u></p> <p><u>なお</u>、県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 交通確保・輸送体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部道路建設課・道路保全課、警察本部交通規制課）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の整備等 へ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認</p> <p>(略)</p> <p><u>(ハ) 電気・通信事業者との協定</u></p> <p><u>県は「災害時における相互連携に関する協定書」に基づき、広域災害発生時など対応が必要となった場合に備え、電気・通信事業者との間の手続きや連絡体制の確認を含む道路啓開等の図上訓練を行い、災害時の円滑な対応に向けた連携強化に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村) 早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているた</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>め、<u>県として、定期的に</u>住家被害調査研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、<u>市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。</u></p> <p><u>また、</u>住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。</p> <p>第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画 課、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・<u>健康づくり支援課</u> (略))</p> <p>(略)</p> <p>(1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実</p> <p>風水害や火山災害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。県は、市町村に対し風水害等に関して大分県防災情報システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 救急医療対策の充実</p>	<p>め県は、住家被害調査に係る<u>実践的な</u>研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化する。<u>また、</u>市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。</p> <p><u>さらに、</u>住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。</p> <p><u>加えて、発災後すみやかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるよう努める。</u></p> <p>第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画 課、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・<u>健康政策・感染症対策課</u> (略))</p> <p>(略)</p> <p>(1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実</p> <p>風水害や火山災害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。県は、市町村に対し風水害等に関して大分県防災情報<u>通信</u>システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 救急医療対策の充実</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(リ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「<u>「おおいた医療情報ほっとネット」</u>及び「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(教育庁教育改革・企画課、生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・<u>健康づくり支援課</u>(略))</p> <p>(略)</p> <p><u>(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 救助物資の備蓄</p> <p>東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外から</p>	<p>イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(リ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「<u>「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)</u>を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(教育庁教育改革・企画課、生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・<u>健康政策・感染症対策課</u>(略))</p> <p>(略)</p> <p><u>(9) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進</u></p> <p style="text-align: center;"><u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。</u></p> <p><u>(10) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 救助物資の備蓄</p> <p>東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外から</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>の支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、<u>定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。</u></p> <p>県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。</p> <p>県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡る県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄保管場所の分散化に努める。</p> <p>市町村は、地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。</p> <p>(略)</p>	<p>の支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、<u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。</u></p> <p>県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。</p> <p>県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄保管場所の分散化に努める。</p> <p>市町村は、<u>孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進めるなど</u>地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
第2章 活動体制の確立 第1節 組織		第2章 活動体制の確立第 1節 組織	
(略)		(略)	
○県災害対策本部の設置に関する関係先への通知		○県災害対策本部の設置に関する関係先への通知	
(略)		(略)	
<input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第 <u>41 普通科連隊</u> (<u>別府</u> 駐屯地)		<input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第 <u>2 特科団</u> (<u>湯布院</u> 駐屯地)	
(略)		(略)	
2 災害発生時における県の組織体制		2 災害発生時における県の組織体制	
(略)		(略)	
(3) 災害対策本部		(3) 災害対策本部	
イ 災害対策本部		イ 災害対策本部	
(略)		(略)	
(ロ) 設置場所		(ロ) 設置場所	
県庁舎本館6階 大分県防災センター内		県庁舎本館6階 大分県防災センター内	
ただし、 <u>防災センター</u> が被災し使用できない場合は、 <u>県庁舎等</u> に設置するものとする。		ただし、 <u>県庁舎</u> が被災し使用できない場合は、 <u>大分スポーツ公園内</u> に設置するものとする。	
(ハ) 組織・職制		(ハ) 組織・職制	
a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。		a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。	
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊 <u>別府</u> 駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員	本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊 <u>湯布院</u> 駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員
(略)		(略)	

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後				
<p>d. 各種の災害応急対策及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="185 371 1057 564"> <tr> <td data-bbox="185 371 465 564">部長</td> <td data-bbox="465 371 1057 564">企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>(略)</p> <p>b. 総合調整室の主な処理事務</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターの運用調整 ・その他必要な事項 <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 通信連絡手段確保の基本方針</p> <p>災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保</p>	部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長	<p>d. 各種の災害応急対策及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1205 379 2076 576"> <tr> <td data-bbox="1205 379 1485 576">部長</td> <td data-bbox="1485 379 2076 576">企画振興部長、福祉保健部長、<u>生活環境部長</u>、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>(略)</p> <p>b. 総合調整室の主な処理事務</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターの運用調整 ・<u>ドローンの飛行要請</u> ・その他必要な事項 <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 通信連絡手段確保の基本方針</p> <p>災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。<u>また、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等の活用体制について整備を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保</p>	部長	企画振興部長、福祉保健部長、 <u>生活環境部長</u> 、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長
部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長				
部長	企画振興部長、福祉保健部長、 <u>生活環境部長</u> 、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長				

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(4) 防災行政無線等（大分県防災情報システム等）無線設備の点検・起動</p> <p>(略)</p> <p>(6) 被災地における通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>ロ 孤立地区における衛星電話の活用 道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を<u>活用する</u>。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携 総務省九州総合通信局や<u>移動</u>通信事業者（<u>NTTドコモ等</u>）等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村の通信連絡手段の確立措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) オフトーク通信による通信連絡</u></p> <p>(3) 防災相互通信用無線局による通信連絡</p> <p>(4) ケーブルテレビによる通信連絡</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 防災行政無線等（大分県防災情報<u>通信</u>システム等）無線設備の点検・起動</p> <p>(略)</p> <p>(6) 被災地における通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>ロ 孤立地区における衛星電話の活用 道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を活用する<u>とともに、衛星通信によるインターネット機器の整備・活用に努める</u>。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携 総務省九州総合通信局や通信事業者等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村の通信連絡手段の確立措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> 防災相互通信用無線局による通信連絡</p> <p><u>(3)</u> ケーブルテレビによる通信連絡</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）（以下「災害情報」という。）及び被害に関する情報（以下「被害情報」という。）は、市町村が当該区域内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集する。県は、自ら災害情報・被害情報を収集し、また、市町村からの報告及び防災関係機関からの通報等を取りまとめ、関係機関に報告する。その他の事務又は業務に関し災害に関する情報を調査収集すべき防災関係機関は、自らその情報を調査収集し、必要に応じて県に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制</p> <p>(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>ニ 防災行政無線の被災現地への持ち込み</p> <p>通信・輸送部は、イ～ハの情報を基に、最も適当と判断される地点に防災行政無線を持ち込み、情報収集に当たる。</p> <p>ホ 自衛隊連絡幹部の受け入れ</p> <p>県災害対策本部を設置した場合は、自衛隊と県との情報交換を迅速に行うため、自衛隊連絡幹部を総合調整室に受け入れる。</p> <p>なお、県災害対策連絡室又は県災害警戒本部の段階であっても、情報交換を迅速に行うため、関係する機関の職員を受け入れるものとする。</p> <p>(以下「<u>ヘ～チ</u>」においても同様とする。)</p> <p>ヘ 海上保安部職員の受け入れ</p>	<p style="text-align: center;">第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）（以下「災害情報」という。）及び被害に関する情報（以下「被害情報」という。）は、市町村が当該区域内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集する。県は、自ら災害情報・被害情報を収集し、また、市町村からの報告及び防災関係機関からの通報等を取りまとめ、<u>関係省庁及び</u>関係機関に報告する。その他の事務又は業務に関し災害に関する情報を調査収集すべき防災関係機関は、自らその情報を調査収集し、必要に応じて県に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制</p> <p>(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>ニ <u>無人航空機（ドローン）の活用</u></p> <p><u>総合調整室応急対策調整班は、必要に応じて、民間団体との協定に基づき被災地等の上空にドローンを飛行させ、その映像を災害対応支援システムで共有する。</u></p> <p><u>なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。</u></p> <p>ホ 防災行政無線の被災現地への持ち込み</p> <p>通信・輸送部は、イ～<u>ニ</u>の情報を基に、最も適当と判断される地点に防災行政無線を持ち込み、情報収集に当たる。</p> <p><u>ハ</u> 自衛隊連絡幹部の受け入れ</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>県災害対策本部を設置した場合は、海上保安部と県との情報交換を迅速に行うため、海上保安部職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>ト 大分地方気象台職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、大分地方気象台と県との情報交換を迅速に行うため、大分地方気象台職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>チ 九州地方整備局職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局から派遣される現地情報連絡員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>リ 災害対応支援システムの活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。</p> <p>ヌ ICTの活用 各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報の収集にタブレット端末等を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>ル その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p>	<p>県災害対策本部を設置した場合は、自衛隊と県との情報交換を迅速に行うため、自衛隊連絡幹部を総合調整室に受け入れる。</p> <p>なお、県災害対策連絡室又は県災害警戒本部の段階であっても、情報交換を迅速に行うため、関係する機関の職員を受け入れるものとする。(以下「ト～リ」においても同様とする。)</p> <p><u>ト</u> 海上保安部職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、海上保安部と県との情報交換を迅速に行うため、海上保安部職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p><u>チ</u> 大分地方気象台職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、大分地方気象台と県との情報交換を迅速に行うため、大分地方気象台職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p><u>リ</u> 九州地方整備局職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局から派遣される現地情報連絡員を総合調整室に受け入れる。</p> <p><u>ヌ</u> 災害対応支援システムの活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。</p> <p><u>ル</u> ICTの活用 各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報の収集にタブ</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例</p> <p>(略)</p> <p>(ト) 電気、上・下水道、通信、都市ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報</p> <p>(略)</p> <p><u>総務班</u></p> <p>* 総合調整室に詰めている 警察本部、自衛隊、海上保安部、 大分地方気象台は リアルタイムで情報共有</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 市町村への支援</p> <p>(略)</p> <p>1 市町村における応急対策に関する状況把握等</p> <p>大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、</p>	<p>レット端末等を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。</p> <p><u>ㄗ</u> その他</p> <p>大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ</u>、また SNS を活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例</p> <p>(略)</p> <p>(ト) 電気、上・下水道、通信、都市ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報</p> <p>(略)</p> <p><u>総合調整室情報収集班</u></p> <p>* 総合調整室に詰めている 警察本部、自衛隊、海上保安部、 大分地方気象台は リアルタイムで情報共有</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 市町村への支援</p> <p>(略)</p> <p>1 市町村における応急対策に関する状況把握等</p> <p>大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>被災者への迅速な応急対策を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村への支援</p> <p>1で支援が必要と判断された場合、総合調整室を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理<u>やマスク着用等</u>を徹底するものとする。</p> <p>(1) 地区災害対策本部<u>職員の派遣</u></p> <p><u>地区災害対策本部庶務班</u>は、必要に応じて<u>職員を市町村へ派遣し</u>、市町村の行う応急対策に必要な協力を行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>8 連携体制の整備</p> <p>(1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎の<u>5</u>県による防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。</p> <p>(略)</p>	<p>被災者への迅速な応急対策を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 県災害対策本部による情報連絡員の派遣</u></p> <p><u>(1)のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行うことができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 市町村への支援</p> <p>1で支援が必要と判断された場合、総合調整室を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。</p> <p>(1) 地区災害対策本部<u>による支援</u></p> <p><u>地区災害対策本部</u>は、必要に応じて市町村の行う応急対策に協力を行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>8 連携体制の整備</p> <p>(1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎・<u>佐賀・福岡の7</u>県による防災消防ヘリコプター相互応援協定<u>及び大分県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定</u>に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前					改正後				
第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立					第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立				
(略)					(略)				
2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等					2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等				
本県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである					本県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。				
(略)					(略)				
(2) 要請先等					(2) 要請先等				
	要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指定部隊 等の長	備 考		要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指定部隊等 の長	備 考
陸 上 自 衛 隊	第41普通科連 隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 FAX 0977-23-3433 <u>内線234, 302</u> <u>防7-852</u>	連隊長	大分県の北部、東部 (大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村) を管轄	陸 上 自 衛 隊	<u>第2特科団</u> (湯布院駐屯地)	<u>由布市湯布院町川上941</u> TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	<u>団長</u>	大分県の南部 (佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市) を管轄
	<u>西部方面特科 隊 第3科</u> (湯布院駐屯地)	<u>大分郡湯布院町川上</u> TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111 <u>内線235, 302</u>	<u>隊長</u>	大分県の南部 (佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市) を管轄		第41普通科連 隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 FAX 0977-23-3433	連隊長	大分県の北部、東部 (大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村) を管轄
	<u>第4戦車大隊 第3係</u> (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL <u>09737-2-1116</u> <u>内線235,</u>	<u>大隊長</u>	大分県の西部 (日田市及び玖珠郡) を管轄		<u>西部方面戦車 隊</u> (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL <u>0973-72-1116</u> FAX <u>0973-72-1116</u>	隊長	大分県の西部 (日田市及び玖珠郡) を管轄
					第4師団 第3部防衛班	福岡県春日市大和町5-12	師団長	九州北部4県 (大分県含む)	

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前					改正後				
海上自衛隊		<u>302</u> FAX <u>09737-2</u> -1116				(福岡駐屯地)	TEL 092-591-1020		全域
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町 5-12 TEL 092-591-1020 <u>内線5233</u>	師団長	九州北部4県(大分県含む) 全域	海上自衛隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 22-5680 (直通) 22-5692 (直通)	総監	大分県沿岸部全域を管轄
	<u>西部方面総監部 防衛部防衛課 運用班 (健軍駐屯地)</u>	<u>熊本県熊本市東町1-1-1</u> <u>TEL 096-368-5111</u> <u>内線 2256, 2257</u>	<u>総監</u>	<u>九州・沖縄(大分県含む) 全域</u>	航空自衛隊	西部航空方面 隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 FAX 092-581-4031	司令官	大分県全域を管轄
海上自衛隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 <u>内線2444</u> 22-5680 (直通) 22-5692 (直通) <u>(FAXは、電話連絡時に指定する番号)</u>	総監	大分県沿岸部全域を管轄	地本	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前					改正後				
航空自衛隊	西部航空方面 隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3 - 1 - 1 TEL 092-581-4031 <u>内線</u> <u>2344, 234</u> <u>6</u> FAX 092-581-4031 <u>内線5903</u>	司令官	大分県全域を管轄					
地本等	自衛隊 大分地方協力 本部総務課	大分市新川町2-1 - 3 6 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先					
	<u>海上自衛隊</u> <u>佐伯基地分遣</u> <u>隊</u> <u>警備科</u>	<u>佐伯市鶴谷区</u> <u>TEL 0972-22-0370</u>	<u>隊長</u>	<u>呉地方総監部との連絡調整</u>					
(略)					(略)				
3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置					3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置				
(略)					(略)				
(2) 自衛隊の災害派遣要請に必要な情報の収集・分析及び派遣事前調整					(2) 自衛隊の災害派遣要請に必要な情報の収集・分析及び派遣事前調整				
ハ 総合調整室統括スタッフ会議は、イ及びロを基に、派遣要請事項について検討する。この際、県の総合窓口である自衛隊第 <u>41 普通科連隊</u> (<u>別府駐屯地</u>) に情報を提供又は通報し、要請先等を協議した後、隊区担当部隊と災害派遣に関する事前協議を行うものとする。(自衛隊連絡幹部等が県総合調整室に派遣されている場合、自衛隊連絡幹部等との間で事前協議を行う。)					ハ 総合調整室統括スタッフ会議は、イ及びロを基に、派遣要請事項について検討する。この際、県の総合窓口である自衛隊第 <u>2 特科団</u> (<u>湯布院駐屯地</u>) に情報を提供又は通報し、要請先等を協議した後、隊区担当部隊と災害派遣に関する事前協議を行うものとする。(自衛隊連絡幹部等が県総合調整室に派遣されている場合、自衛隊連絡幹部等との間で事前協議を行う。)				

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(3) 派遣要請</p> <p>イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第 <u>41 普通科連隊長</u> 又は上級部隊長とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の活動内容等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する救援活動等</p> <p>災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>リ <u>炊飯及び給水</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第11節 他機関に対する応援要請</p> <p>1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。</p> <p>県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 派遣要請</p> <p>イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第 <u>2 特科団長</u> 又は上級部隊長とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の活動内容等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する救援活動等</p> <p>災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>リ <u>炊飯、給水及び入浴支援</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第11節 他機関に対する応援要請</p> <p>1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。</p> <p>県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定 <u>(九州7県協定)、大分県・愛媛県 消防防災ヘリコプター相互応援協定</u></p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第13節 ボランティアとの連携</p> <p>(略)</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>(略)</p> <p>ハ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ヘ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に現地災害ボランティアセンター等に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 現地災害ボランティアセンターの役割</p> <p>(略)</p> <p>○専門ボランティア・NPO活動例</p> <p>(略)</p> <p>・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第13節 ボランティアとの連携</p> <p>(略)</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>(略)</p> <p>ハ 被災地・避難所のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するボランティア・NPOが行う業務や受入方法に関する総合調整を行う</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し、専門性を有するボランティアの広域的な受け入れや効率的な運営を実現するため、災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ヘ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に県災害ボランティアセンター及び現地災害ボランティアセンター等に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 現地災害ボランティアセンターの役割</p> <p>(略)</p> <p>○専門ボランティア・NPO活動例</p> <p>(略)</p> <p>・その他災害救助活動や避難所運営に関して専門的な資格や技術などを要する活動</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第16節 交通確保・輸送対策</p> <p>(略)</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>(4) 輸送手段等の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 車両の確保・配車</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(ロ) 県有車両以外(公益社団法人大分県トラック協会等)</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請</p> <p style="padding-left: 40px;">輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 燃料の確保</p> <p style="padding-left: 40px;">輸送に必要な燃料(軽油、ガソリン)については、大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」(平成26年5月)に基づき確保する。この場合の調整窓口は支援物資部支援物資班とする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第16節 交通確保・輸送対策</p> <p>(略)</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>(4) 輸送手段等の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 車両の確保・配車</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(ロ) 県有車両以外(公益社団法人大分県トラック協会等)</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請</p> <p style="padding-left: 40px;">輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>また、協定締結先の事業者等と連携して、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るよう努める。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 燃料の確保</p> <p style="padding-left: 40px;">輸送に必要な燃料(軽油、ガソリン)については、大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」(平成26年5月)に基づき確保する。この場合の調整窓口は支援物資部支援物資班とする。<u>県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第6節 救急医療活動</p> <p>(略)</p> <p>3 医療情報の収集及び提供</p> <p>(1) 医療情報の収集</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班及び地区災害対策本部保健所班は、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班と連携し、また、<u>おおいた医療情報ほっとネット</u>（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療情報の提供</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、(1)で収集した情報を整理し、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班を通じて、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会等医療関係団体、医療機関、消防機関、県民、難病患者等へ情報提供する。</p> <p>なお、<u>おおいた医療情報ほっとネット</u>（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 救急医療活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣</p> <p>イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院</p>	<p style="text-align: center;">第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第6節 救急医療活動</p> <p>(略)</p> <p>3 医療情報の収集及び提供</p> <p>(1) 医療情報の収集</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班及び地区災害対策本部保健所班は、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班と連携し、また、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療情報の提供</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、(1)で収集した情報を整理し、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班を通じて、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会等医療関係団体、医療機関、消防機関、県民、難病患者等へ情報提供する。</p> <p>なお、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 救急医療活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣</p> <p>イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後																								
<p>に大分DMATの派遣を要請する。大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。</p> <p>ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、<u>大分県看護協会</u>に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJRATの派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整</p> <p>イ 県外のDMAT及び医療救護班の派遣</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMATの派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>6 関係機関が実施する措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 大分DMAT指定病院の措置</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況</p> <p><u>平成31年4月1日</u>現在</p> <table border="1" data-bbox="143 1342 1099 1495"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療圏</th> <th rowspan="2">病院名</th> <th colspan="2">災害拠点病院</th> <th rowspan="2">大分DMAT</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT								<p>に<u>対し</u>大分DMATの派遣を要請する。大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。</p> <p>ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、<u>災害支援ナース協定医療機関</u>に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJRATの派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整</p> <p>イ 県外のDMAT及び医療救護班<u>等</u>の派遣</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMAT<u>及び</u><u>災害支援ナース</u>の派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>6 関係機関が実施する措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 大分DMAT指定病院の措置</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況</p> <p><u>令和6年6月6日</u>現在</p> <table border="1" data-bbox="1158 1342 2114 1495"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療圏</th> <th rowspan="2">病院名</th> <th colspan="2">災害拠点病院</th> <th rowspan="2">大分DMAT</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT							
医療圏			病院名	災害拠点病院		大分DMAT																			
医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT																					

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前					改正後				
		基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院			基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院
東 国 東	国東市民病院		○	○	東 国 東	国東市民病院		○	○
別 府 速 見	国家公務員共済組合連合会 新別府病院		○	○	別 府 速 見	国家公務員共済組合連合会 新別府病院		○	○
	国立病院機構別府医療センター			○		国立病院機構別府医療センター			○
	大分県厚生連鶴見病院			○		大分県厚生連鶴見病院			○
大 分	大分県立病院	○		○	大 分	大分県立病院	○		○
	大分市医師会立アルメイダ 病院		○	○		大分市医師会立アルメイダ 病院		○	○
	大分赤十字病院		○	○		大分赤十字病院		○	○
	大分中村病院			○		大分中村病院			○
	大分三愛メディカルセンタ ー			○		大分三愛メディカルセンタ ー			○
	大分大学医学部附属病院		<u>○</u>	○		大分大学医学部附属病院	<u>○</u>		○
	大分岡病院			○		大分岡病院			○
	天心堂へつぎ病院			○		天心堂へつぎ病院			○
	国立病院機構大分医療セン ター			○		国立病院機構大分医療セン ター			○
	佐賀関病院			○		佐賀関病院			○
					永富脳神経外科病院			<u>○</u>	

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前					改正後				
臼 津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○	臼 津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○
佐 伯	南海医療センター		○	○		<u>津久見中央病院</u>			<u>○</u>
豊 後 大 野	豊後大野市民病院		○	○	佐 伯	南海医療センター		○	○
竹 田	竹田医師会病院		○	○		<u>長門記念病院</u>			<u>○</u>
	大久保病院		○	○	豊 後 大 野	豊後大野市民病院		○	○
日 田 玖 珠	大分県済生会日田病院		○	○	竹 田	竹田医師会病院		○	○
中 津	中津市立中津市民病院		○	○		大久保病院		○	○
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○	日 田 玖 珠	大分県済生会日田病院		○	○
	計	<u>1</u>	<u>13</u>	<u>22</u>	中 津	中津市立中津市民病院		○	○
					宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○
						計	<u>2</u>	<u>12</u>	<u>25</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者に関する情報共有等</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症等</u>の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</p> <p>4 要配慮者の避難等の措置</p> <p>市町村は、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じる<u>とともに</u>、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。(中略)</p> <p>市町村から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合、総合調整室応急対策調整班は他の市町村との連絡調整等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難住民の健康への配慮</p> <p>県及び市町村は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣<u>し</u>、</p>	<p style="text-align: center;">第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者に関する情報共有等</p> <p>行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</p> <p>4 要配慮者の避難等の措置</p> <p>市町村は、避難所の<u>バリアフリー化に努めるとともに</u>、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じる<u>など</u>、<u>福祉的支援を充実させる</u>。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。(中略)</p> <p>市町村から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合総合調整室応急対策調整班は他の市町村との連絡調整等を行う。</p> <p><u>県は、平素から福祉避難所や一般避難所福祉スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から市町村との情報の共有を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難住民の健康への配慮</p> <p>県及び市町村は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣<u>する</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮</p> <p>市町村は、<u>災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所における</u>トイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。</p> <p>また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><u>とともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT等）の派遣要請を行い、</u>常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮</p> <p>市町村は、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、災害・断水時の</u>トイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。</p> <p><u>さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。</p> <p>また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</p> <p><u>(4) 福祉避難所サポーターの派遣・調整</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所外被災者への情報伝達活動</p> <p>県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所外被災者への情報伝達活動</p> <p>県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。</p> <p><u>さらに、市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p>4 <u>車中泊避難者への支援</u></p> <p><u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><u>4</u> 食料・物資の供給</p> <p>県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の<u>物資の円滑な供給</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 巡回健康相談の実施</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 給水</p> <p>(略)</p> <p>2 給水活動の流れ</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県における給水の実施</p> <p>ロ 給水等</p> <p>(略)</p> <p>(ホ) <u>厚生労働省</u>、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請 総務班が行う。</p> <p style="text-align: center;">第10節 住宅の供給確保等</p> <p>(略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p> <p>県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。</p>	<p><u>際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> <p><u>5</u> 食料・物資の供給</p> <p>県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の<u>救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 巡回健康相談の実施</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 給水</p> <p>(略)</p> <p>2 給水活動の流れ</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県における給水の実施</p> <p>ロ 給水等</p> <p>(略)</p> <p>(ホ) <u>国土交通省</u>、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請 総務班が行う。</p> <p style="text-align: center;">第10節 住宅の供給確保等</p> <p>(略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p> <p>県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(1) 住宅の供給方針</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第11節 文教対策</p> <p>(略)</p> <p>2 応急措置の実施基準</p> <p>(略)</p> <p>(4) 教材学用品の供給措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 給与の基準</p> <p>(イ) 給与の対象</p> <p>学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 住宅の供給方針</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第11節 文教対策</p> <p>(略)</p> <p>2 応急措置の実施基準</p> <p>(略)</p> <p>(4) 教材学用品の供給措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 給与の基準</p> <p>(イ) 給与の対象</p> <p>学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第5章 社会基盤の応急対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策</p> <p>本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。</p> <p>1 応急対策の基本方針</p> <p>電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々の災害時対応計画に<u>したが</u>い、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 社会基盤の応急対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策</p> <p>本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。</p> <p>1 応急対策の基本方針</p> <p>電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々の<u>BCP</u>など災害時対応計画に<u>基づ</u>き、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>(略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。<u>また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>(略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>被災者台帳の整備及び情報提供</u></p> <p>(1) <u>被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備</u></p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>被災者の生活再建等のための情報提供</u></p> <p>県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>被災者の生活再建支援等</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>被災者台帳の整備</u></p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>情報提供</u></p> <p>県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後												
<p style="text-align: center;">第5章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害指定の手續</p> <p>(略)</p> <p>4 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣 総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 激甚災害指定基準（本激の基準）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="129 807 353 954"> <tr><td>担当部局</td></tr> <tr><td>農林水産部</td></tr> <tr><td>農村基盤整備課</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>(2) 局地激甚災害指定基準（局激の基準）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="129 1102 353 1249"> <tr><td>担当部局</td></tr> <tr><td>農林水産部</td></tr> <tr><td>農村基盤整備課</td></tr> </table>	担当部局	農林水産部	農村基盤整備課	担当部局	農林水産部	農村基盤整備課	<p style="text-align: center;">第5章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害指定の手續</p> <p>(略)</p> <p>4 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣 総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 激甚災害指定基準（本激の基準）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1146 807 1413 954"> <tr><td>担当部局</td></tr> <tr><td>農林水産部</td></tr> <tr><td>農地・農村整備課</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>(2) 局地激甚災害指定基準（局激の基準）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1146 1102 1413 1249"> <tr><td>担当部局</td></tr> <tr><td>農林水産部</td></tr> <tr><td>農地・農村整備課</td></tr> </table>	担当部局	農林水産部	農地・農村整備課	担当部局	農林水産部	農地・農村整備課
担当部局													
農林水産部													
農村基盤整備課													
担当部局													
農林水産部													
農村基盤整備課													
担当部局													
農林水産部													
農地・農村整備課													
担当部局													
農林水産部													
農地・農村整備課													

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第1章 火山災害予防</p> <p>1 火山防災体制の整備等の取り組み</p> <p>(1) 火山防災協議会での検討事項</p> <p>(略)</p> <p>また、発災後に関係者を迅速に招集し、救助部隊の活動基準を検討するため連絡体制の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及・啓発、訓練</p> <p>大分地方気象台は、県、市町村及び公共機関等の防災関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、住民等に対して火山防災に関する知識の普及・啓発を図る。</p> <p>県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、各火山の特性を考慮し、噴火警報等の解説など防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を活用し、<u>研修を実施するなど</u>、住民等に対して防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 住民等の避難誘導體制</p> <p>イ 登山者等への配慮</p> <p>登山者の避難に関しては以下に配慮するものとする。</p> <p>なお、登山者等の安全対策については、避難計画に基づいて実施する</p>	<p style="text-align: center;">第1章 火山災害予防</p> <p>1 火山防災体制の整備等の取り組み</p> <p>(1) 火山防災協議会での検討事項</p> <p>(略)</p> <p>また、発災後に関係者を迅速に招集し、救助部隊の活動基準を検討するため連絡体制の整備を行うものとする。</p> <p><u>火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等を調査するものとする。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及・啓発、訓練</p> <p>大分地方気象台は、県、市町村及び公共機関等の防災関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動、<u>噴火に伴い発生する津波に対する防災行動など</u>、住民等に対して火山防災に関する知識の普及・啓発を図る。</p> <p>県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、各火山の特性を考慮し、噴火警報等の解説など防災上必要な情報が記載された火山防災マップ等を活用し<u>研修の実施や、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じて</u>住民等に対して防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 住民等の避難誘導體制</p> <p>イ 登山者等への配慮</p> <p>登山者の避難に関しては以下に配慮するものとする。</p> <p>なお、登山者等の安全対策については、避難計画に基づいて実施するも</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前	改正後
<p>ものとする。</p> <p>(イ) 登山届提出の周知</p> <p>県及び市町村は、<u>火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（計画書）等の提出について周知・啓発を図るものとする。</u></p>	<p>ものとする。</p> <p>(イ) 登山届提出の周知</p> <p>県及び市町村は、<u>火山災害発生時に登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保と救助活動を実施するため、登山届（計画書）等の提出について周知・啓発を図るとともに、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第2章 火山災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>(4) 噴火警報・予報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p> 県は、防災情報システム、FAX 等により、県の出先機関、市町及び消防本部に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>6 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応</p> <p>(略)</p> <p>7 突発的な噴火発生時の避難対応</p> <p>(5) 登山者等自身による身を守る行動</p> <p>(略)</p> <p> イ 大きな噴石 <u>(概ね 20～30cm 以上)</u></p> <p>(略)</p> <p> ロ 小さな噴石 <u>(概ね直径数 cm 程度)</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 火山災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>(4) 噴火警報・予報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p> 県は、防災情報<u>通信</u>システム、FAX 等により、県の出先機関、市町及び消防本部に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>6 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合<u>等</u>の避難対応</p> <p>(略)</p> <p>7 突発的な噴火発生時の避難対応</p> <p>(5) 登山者等自身による身を守る行動</p> <p>(略)</p> <p> イ 大きな噴石</p> <p>(略)</p> <p> ロ 小さな噴石</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画修正案

新旧対照表

事故等災害対策編	第1部 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
	第2部 共通する災害予防
	第3部 共通する災害応急対策・・・・・・・・・・P 2
	第4部 共通する災害復旧・復興・・・・・・・・・・P 26
	第5部 各種災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・P 28

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第1部 総則

改正前	改正後
<p data-bbox="501 284 741 316">第1章 計画の目的</p> <p data-bbox="459 331 784 363">第2節 計画の性格と内容</p> <p data-bbox="145 384 197 416">(略)</p> <p data-bbox="129 432 1106 560">なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。</p> <p data-bbox="145 576 197 608">(略)</p>	<p data-bbox="1532 284 1771 316">第1章 計画の目的</p> <p data-bbox="1489 331 1814 363">第2節 計画の性格と内容</p> <p data-bbox="1162 384 1214 416">(略)</p> <p data-bbox="1146 432 2123 608">なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど</u>、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。</p> <p data-bbox="1162 624 1214 655">(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第3部 各種災害対策

改正前		改正後	
第2章 活動体制の確立 第1節 組織 (略) ○県災害対策本部の設置に関する関係先への通知 (略) <input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第 <u>41 普通科連隊</u> (<u>別府</u> 駐屯地) (略) 2 災害発生時における県の組織体制 (略) (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (略) (ロ) 設置場所 県庁舎本館6階 大分県防災センター内 ただし、 <u>防災センター</u> が被災し使用できない場合は、 <u>県庁舎等</u> に設置するものとする。 (ハ) 組織・職制 a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。		第2章 活動体制の確立第 1節 組織 (略) ○県災害対策本部の設置に関する関係先への通知 (略) <input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第 <u>2 特科団</u> (<u>湯布院</u> 駐屯地) (略) 2 災害発生時における県の組織体制 (略) (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (略) (ロ) 設置場所 県庁舎本館6階 大分県防災センター内 ただし、 <u>県庁舎</u> が被災し使用できない場合は、 <u>大分スポーツ公園内</u> に設置するものとする。 (ハ) 組織・職制 a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。	
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊 <u>別府</u> 駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員	本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊 <u>湯布院</u> 駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後				
<p>d. 各種の災害応急対策及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="185 371 1059 568"> <tr> <td data-bbox="185 371 465 568">部長</td> <td data-bbox="465 371 1059 568">企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>(略)</p> <p>b. 総合調整室の主な処理事務</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターの運用調整 ・その他必要な事項 <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 通信連絡手段確保の基本方針</p> <p>災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保</p>	部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長	<p>d. 各種の災害応急対策及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1191 379 2065 576"> <tr> <td data-bbox="1191 379 1471 576">部長</td> <td data-bbox="1471 379 2065 576">企画振興部長、福祉保健部長、<u>生活環境部長</u>、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>(略)</p> <p>b. 総合調整室の主な処理事務</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターの運用調整 ・<u>ドローンの飛行要請</u> ・その他必要な事項 <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 通信連絡手段確保の基本方針</p> <p>災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。<u>また、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等の活用体制について整備を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保</p>	部長	企画振興部長、福祉保健部長、 <u>生活環境部長</u> 、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長
部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長				
部長	企画振興部長、福祉保健部長、 <u>生活環境部長</u> 、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長				

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(4) 防災行政無線等（大分県防災情報システム等）無線設備の点検・起動 (略)</p> <p>(6) 被災地における通信連絡手段の確保 (略)</p> <p>ロ 孤立地区における衛星電話の活用 道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を<u>活用する</u>。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携 総務省九州総合通信局や<u>移動通信事業者（NTTドコモ等）</u>等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村の通信連絡手段の確立措置 (略)</p> <p><u>(2) オフトーク通信による通信連絡</u></p> <p>(3) 防災相互通信用無線局による通信連絡</p> <p>(4) ケーブルテレビによる通信連絡 (略)</p>	<p>(4) 防災行政無線等（大分県防災情報<u>通信</u>システム等）無線設備の点検・起動 (略)</p> <p>(6) 被災地における通信連絡手段の確保 (略)</p> <p>ロ 孤立地区における衛星電話等の活用 道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を活用する<u>とともに、衛星通信によるインターネット機器の整備・活用に努める</u>。その際は、ヘリコプターや<u>ドローン</u>等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携 総務省九州総合通信局や通信事業者等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村の通信連絡手段の確立措置 (略)</p> <p><u>(2)</u> 防災相互通信用無線局による通信連絡</p> <p><u>(3)</u> ケーブルテレビによる通信連絡 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制</p> <p>(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>ニ 防災行政無線の被災現地への持ち込み 通信・輸送部は、イ～<u>ハ</u>の情報を基に、最も適当と判断される地点に防災行政無線を持ち込み、情報収集に当たる。</p> <p>ホ 自衛隊連絡幹部の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、自衛隊と県との情報交換を迅速に行うため、自衛隊連絡幹部を総合調整室に受け入れる。 なお、県災害対策連絡室又は県災害警戒本部の段階であっても、情報交換を迅速に行うため、関係する機関の職員を受け入れるものとする。 (以下「<u>ヘ</u>～<u>チ</u>」においても同様とする。)</p> <p>ヘ 海上保安部職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、海上保安部と県との情報交換を迅速に行うため、海上保安部職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>ト 大分地方気象台職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、大分地方気象台と県との情報交換を迅速に行うため、大分地方気象台職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>チ 九州地方整備局職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局から派遣される現地情報連絡員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>リ 災害対応支援システムの活用</p>	<p style="text-align: center;">第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制</p> <p>(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>ニ <u>無人航空機（ドローン）の活用</u> <u>総合調整室応急対策調整班は、必要に応じて、民間団体との協定に基づき被災地等の上空にドローンを飛行させ、その映像を災害対応支援システムで共有する。</u> <u>なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。</u></p> <p><u>ホ</u> 防災行政無線の被災現地への持ち込み 通信・輸送部は、イ～<u>ニ</u>の情報を基に、最も適当と判断される地点に防災行政無線を持ち込み、情報収集に当たる。</p> <p><u>ヘ</u> 自衛隊連絡幹部の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、自衛隊と県との情報交換を迅速に行うため、自衛隊連絡幹部を総合調整室に受け入れる。 なお、県災害対策連絡室又は県災害警戒本部の段階であっても、情報交換を迅速に行うため、関係する機関の職員を受け入れるものとする。(以下「<u>ト</u>～<u>リ</u>」においても同様とする。)</p> <p><u>ト</u> 海上保安部職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、海上保安部と県との情報交換を迅速に行うため、海上保安部職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p><u>チ</u> 大分地方気象台職員の受け入れ 県災害対策本部を設置した場合は、大分地方気象台と県との情報交</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。</p> <p>ヌ ICTの活用</p> <p>各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報の収集にタブレット端末等を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>ル その他</p> <p>大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p> <p>なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>換を迅速に行うため、大分地方気象台職員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>リ 九州地方整備局職員の受け入れ</p> <p>県災害対策本部を設置した場合は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局から派遣される現地情報連絡員を総合調整室に受け入れる。</p> <p>ヌ 災害対応支援システムの活用</p> <p>地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。</p> <p>ル ICTの活用</p> <p>各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報の収集にタブレット端末等を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>ヲ その他</p> <p>大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、また SNS を活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第6節 市町村への支援</p> <p>(略)</p> <p>1 市町村における応急対策に関する状況把握等</p> <p>大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村への支援体制の強化</p> <p>1で支援が必要と判断された場合、総合調整室を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理<u>やマスク着用等</u>を徹底するものとする。</p> <p>(1) 地区災害対策本部<u>職員の派遣</u></p> <p><u>地区災害対策本部庶務班</u>は、必要に応じて<u>職員を市町村へ派遣し、</u>市町村の行う応急対策に必要な協力を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第6節 市町村への支援</p> <p>(略)</p> <p>1 市町村における応急対策に関する状況把握等</p> <p>大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 県災害対策本部による情報連絡員の派遣</u></p> <p><u>(1)のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行うことができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 市町村への支援体制の強化</p> <p>1で支援が必要と判断された場合、総合調整室を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。</p> <p>(1) 地区災害対策本部<u>による支援</u></p> <p><u>地区災害対策本部</u>は、必要に応じて市町村の行う応急対策に協力を行うこととする。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前				改正後			
<p>第8節 防災ヘリコプターの運用の確立</p> <p>(略)</p> <p>8 連携体制の整備</p> <p>(1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎の<u>5</u>県による防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等</p> <p>本県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要請先等</p>				<p>第8節 防災ヘリコプターの運用の確立</p> <p>(略)</p> <p>8 連携体制の整備</p> <p>(1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎・<u>佐賀・福岡の7</u>県による防災消防ヘリコプター相互応援協定<u>及び大分県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定</u>に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等</p> <p>本県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要請先等</p>			
要請先等	連絡方法等	指定部隊等の長	備考	要請先等	連絡方法等	指定部隊等の長	備考
陸上自衛隊	第41普通科連隊第3科(別府駐屯地) 別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 <u>内線234, 302</u> FAX 0977-23-3433 <u>防7-852</u>	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄	陸上自衛隊	<u>第2特科団</u> (湯布院駐屯地) <u>由布市湯布院町川上941</u> TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	<u>団長</u>	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄
					第41普通科連隊第3科(別府駐屯地) 別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 FAX 0977-23-3433	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前				改正後						
衛 隊	<u>西部方面特科隊 第3科</u> (湯布院駐屯地)	<u>大分郡湯布院町川上</u> TEL 0977-84-2111 <u>内線235,</u> <u>302</u> FAX 0977-84-2111	<u>隊長</u>	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄	衛 隊			久見、国東の各市及び姫島村)を管轄		
	<u>第4戦車大隊 第3係</u> (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足 2494 TEL <u>09737-2-1116</u> <u>内線235,</u> <u>302</u> FAX <u>09737-2-1116</u>	<u>大隊長</u>	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄		<u>西部方面戦車 隊</u> (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足 2494 TEL <u>0973-72-1116</u> FAX <u>0973-72-1116</u>	隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄	
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町 5-12 TEL 092-591-1020 <u>内線5233</u>	師団長	九州北部4県(大分県含む) 全域		第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町 5-12 TEL 092-591-1020	師団長	九州北部4県(大分県含む) 全域	
	<u>西部方面総監 部 防衛部防衛課 運用班</u> (<u>健軍駐屯地</u>)	<u>熊本県熊本市東町1-1-1</u> TEL <u>096-368-5111</u> <u>内線</u> <u>2256, 2257</u>	<u>総監</u>	<u>九州・沖縄(大分県含む)全域</u>		海上 自衛 隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 1 TEL 0823-22-5511 22-5680 (直通) 22-5692 (直通)	総監	大分県沿岸部全域を管轄
	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 <u>内線2444</u> 22-5680	総監	大分県沿岸部全域を管轄			航空 自衛 隊	西部航空方面 隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 FAX 092-581-4031	司令官
海上 自				地	自衛隊 大分地方協力	大分市新川町2-1-36	本部長	緊急の場合等における連絡先		

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前					改正後				
衛 隊		(直通) 22-5692 (直通) <u>(FAXは、電話連絡時 に指定する番号)</u>			本	本部 総務課	TEL 097-536-6271		
航 空 自 衛 隊	西部航空方面隊 司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3 -1-1 TEL 092-581-4031 <u>内線 2344, 2346</u> FAX 092-581-4031 <u>内線5903</u>	司令官	大分県全域を管轄					
地 本	自衛隊 大分地方協力本 部総務課	大分市新川町2-1 -36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における 連絡先					
等	<u>海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科</u>	<u>佐伯市鶴谷区 TEL 0972-22-0370</u>	<u>隊長</u>	<u>呉地方総監部との連絡 調整</u>					
(略) 3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置 (2) 自衛隊の災害派遣要請に必要な情報の収集・分析及び派遣事前調整 (略) ハ 総合調整室統括スタッフ会議は、イ及びロを基に、派遣要請事項について検討する。この際、県の総合窓口である自衛隊第 <u>41 普通科連隊</u>					(略) 3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置 (2) 自衛隊の災害派遣要請に必要な情報の収集・分析及び派遣事前調整 (略) ハ 総合調整室統括スタッフ会議は、イ及びロを基に、派遣要請事項について検討する。この際、県の総合窓口である自衛隊第 <u>2 特科団</u> (湯				

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(<u>別府</u>駐屯地)に情報を提供又は通報し、要請先等を協議した後、隊区担当部隊と災害派遣に関する事前協議を行うものとする。(自衛隊連絡幹部等が県総合調整室に派遣されている場合、自衛隊連絡幹部等との間で事前協議を行う。)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 派遣要請</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第 <u>41 普通科連隊</u>長又は上級部隊長とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の活動内容等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する救援活動等</p> <p style="padding-left: 20px;">災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">リ <u>炊飯及び給水</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第10節 他機関に対する応援要請</p> <p>1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。</p> <p style="padding-left: 20px;">県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。</p>	<p>(<u>布院</u>駐屯地)に情報を提供又は通報し、要請先等を協議した後、隊区担当部隊と災害派遣に関する事前協議を行うものとする。(自衛隊連絡幹部等が県総合調整室に派遣されている場合、自衛隊連絡幹部等との間で事前協議を行う。)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 派遣要請</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第 <u>2 特科団</u>長又は上級部隊長とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の活動内容等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する救援活動等</p> <p style="padding-left: 20px;">災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">リ <u>炊飯、給水及び入浴支援</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第10節 他機関に対する応援要請</p> <p>1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。</p> <p style="padding-left: 20px;">県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第12節 ボランティアとの連携</p> <p>(略)</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>(略)</p> <p>ハ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ヘ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に現地災害ボランティアセンター等に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 現地災害ボランティアセンターの役割</p>	<p>請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定 <u>(九州7県協定)、大分県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第12節 ボランティアとの連携</p> <p>(略)</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>(略)</p> <p>ハ 被災地・避難所のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するボランティア・NPOが行う業務や受入方法に関する総合調整を行う</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し、<u>専門性を有するボランティアの広域的な受け入れ</u>や効率的な運営を実現するため、災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ヘ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に<u>県災害ボランティアセンター及び現地災害ボランティアセンター</u>等に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 現地災害ボランティアセンターの役割</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>○専門ボランティア・NPO活動例</p> <p>(略)</p> <p>・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第15節 交通確保・輸送対策</p> <p>(略)</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>(4) 輸送手段等の確保</p> <p>(略)</p> <p>イ 車両の確保・配車</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 県有車両以外(公益社団法人大分県トラック協会等)</p> <p>(略)</p> <p>c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請</p> <p>輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。</p> <p>ロ 燃料の確保</p> <p>輸送に必要な燃料(軽油、ガソリン)については、大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給</p>	<p>(略)</p> <p>○専門ボランティア・NPO活動例</p> <p>(略)</p> <p>・その他災害救助活動や避難所運営に関して専門的な資格や技術などを要する活動</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第15節 交通確保・輸送対策</p> <p>(略)</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>(4) 輸送手段等の確保</p> <p>(略)</p> <p>イ 車両の確保・配車</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 県有車両以外(公益社団法人大分県トラック協会等)</p> <p>(略)</p> <p>c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請</p> <p>輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、協定締結先の事業者等と連携して、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るよう努める。</u></p> <p>ロ 燃料の確保</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>等に関する基本協定」(平成26年5月)に基づき確保する。この場合の調整窓口は支援物資部支援物資班とする。</p>	<p>輸送に必要な燃料(軽油、ガソリン)については、大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」(平成26年5月)に基づき確保する。この場合の調整窓口は支援物資部支援物資班とする。<u>県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第5節 救急医療活動</p> <p>(略)</p> <p>3 医療情報の収集及び提供</p> <p>(1) 医療情報の収集</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班及び地区災害対策本部保健所班は、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班と連携し、また、<u>おおいた医療情報ほっとネット</u>（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療情報の提供</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、(1)で収集した情報を整理し、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班を通じて、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会等医療関係団体、医療機関、消防機関、県民、難病患者等へ情報提供する。</p> <p>なお、<u>おおいた医療情報ほっとネット</u>（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 救急医療活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣</p> <p>イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院</p>	<p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第5節 救急医療活動</p> <p>(略)</p> <p>3 医療情報の収集及び提供</p> <p>(1) 医療情報の収集</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班及び地区災害対策本部保健所班は、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班と連携し、また、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療情報の提供</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、(1)で収集した情報を整理し、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班を通じて、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会等医療関係団体、医療機関、消防機関、県民、難病患者等へ情報提供する。</p> <p>なお、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4 救急医療活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣</p> <p>イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後																
<p>に大分DMA Tの派遣を要請する。大分DMA Tは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。</p> <p>ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、<u>大分県看護協会</u>に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJ R A Tの派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整</p> <p>イ 県外のDMA T及び医療救護班の派遣</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMA Tの派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>6 関係機関が実施する措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 大分DMA T指定病院の措置</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMA T指定病院の指定状況</p> <p><u>平成31年4月1日</u>現在</p> <table border="1" data-bbox="145 1393 1104 1489"> <thead> <tr> <th>医療圏</th> <th>病院名</th> <th>災害拠点病院</th> <th>大分DMA T</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院名	災害拠点病院	大分DMA T					<p>病院に<u>対し</u>大分DMA Tの派遣を要請する。大分DMA Tは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。</p> <p>ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、<u>災害支援ナース協定医療機関</u>に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJ R A Tの派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整</p> <p>イ 県外のDMA T及び医療救護班<u>等</u>の派遣</p> <p>福祉保健医療部医療活動支援班は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMA T<u>及び災害支援ナース</u>の派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>6 関係機関が実施する措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 大分DMA T指定病院の措置</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMA T指定病院の指定状況</p> <p><u>令和6年6月6日</u>現在</p> <table border="1" data-bbox="1153 1393 2101 1489"> <thead> <tr> <th>医療圏</th> <th>病院名</th> <th>災害拠点病院</th> <th>大分DMA T</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院名	災害拠点病院	大分DMA T				
医療圏	病院名	災害拠点病院	大分DMA T														
医療圏	病院名	災害拠点病院	大分DMA T														

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前					改正後				
		基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院			基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院
東 国 東	国東市民病院		○	○	東 国 東	国東市民病院		○	○
別 府 速 見	国家公務員共済組合連合会 新別府病院		○	○	別 府 速 見	国家公務員共済組合連合会 新別府病院		○	○
	国立病院機構別府医療セン ター			○		国立病院機構別府医療セン ター			○
	大分県厚生連鶴見病院			○		大分県厚生連鶴見病院			○
大 分	大分県立病院	○		○	大 分	大分県立病院	○		○
	大分市医師会立アルメイダ 病院		○	○		大分市医師会立アルメイダ 病院		○	○
	大分赤十字病院		○	○		大分赤十字病院		○	○
	大分中村病院			○		大分中村病院			○
	大分三愛メディカルセンタ ー			○		大分三愛メディカルセンタ ー			○
	大分大学医学部附属病院		○	○		大分大学医学部附属病院	○		○
	大分岡病院			○		大分岡病院			○
	天心堂へつぎ病院			○		天心堂へつぎ病院			○
	国立病院機構大分医療セン ター			○		国立病院機構大分医療セン ター			○
	佐賀関病院			○		佐賀関病院			○

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前					改正後				
白 津	白杵市医師会立コスモス病院		○	○		<u>永富脳神経外科病院</u>			<u>○</u>
佐 伯	南海医療センター		○	○	白 津	白杵市医師会立コスモス病院		○	○
豊 後 大 野	豊後大野市民病院		○	○		<u>津久見中央病院</u>			<u>○</u>
竹 田	竹田医師会病院		○	○	佐 伯	南海医療センター		○	○
	大久保病院		○	○		<u>長門記念病院</u>			<u>○</u>
日 田 玖 珠	大分県済生会日田病院		○	○	豊 後 大 野	豊後大野市民病院		○	○
中 津	中津市立中津市民病院		○	○	竹 田	竹田医師会病院		○	○
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○		大久保病院		○	○
計		<u>1</u>	<u>13</u>	<u>22</u>	日 田 玖 珠	大分県済生会日田病院		○	○
					中 津	中津市立中津市民病院		○	○
					宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○
					計		<u>2</u>	<u>12</u>	<u>25</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者に関する情報共有等</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症等の</u>行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 要配慮者の避難等の措置</p> <p>市町村は、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じる<u>とともに</u>、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。(中略)</p> <p>市町村から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合、総合調整室応急対策調整班は他の市町村との連絡調整等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難住民の健康への配慮</p> <p>県及び市町村は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣<u>し</u>、</p>	<p style="text-align: center;">第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者に関する情報共有等</p> <p>行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 要配慮者の避難等の措置</p> <p>市町村は、避難所<u>のバリアフリー化に努めるとともに</u>、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じる<u>など、福祉的支援を充実させる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。</u>(中略)</p> <p>市町村から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合総合調整室応急対策調整班は他の市町村との連絡調整等を行う。</p> <p><u>県は、平素から福祉避難所や一般避難所福祉スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から市町村との情報の共有を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難住民の健康への配慮</p> <p>県及び市町村は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣<u>す</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮</p> <p>市町村は、<u>災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所における</u>トイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。</p> <p>また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</p>	<p><u>るとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT等）の派遣要請を行い、</u>常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮</p> <p>市町村は、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、災害・断水時の</u>トイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。</p> <p><u>さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。</p> <p>また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所外被災者への情報伝達活動</p> <p>県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。</p>	<p><u>(4) 福祉避難所サポーターの派遣・調整</u></p> <p><u>市町村は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所外被災者への情報伝達活動</p> <p>県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。</p> <p><u>さらに、市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p><u>4 車中泊避難者への支援</u></p> <p><u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備え</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>4 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の<u>物資の円滑な供給</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 巡回健康相談の実施 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 給水</p> <p>(略)</p> <p>2 給水活動の流れ (略)</p> <p>(3) 県における給水の実施</p> <p>ロ 給水等 (略)</p> <p>(ホ) <u>厚生労働省</u>、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請 総務班が行う。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第10節 住宅の供給確保等</p>	<p><u>て、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> <p>5 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の<u>救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p>6 巡回健康相談の実施 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 給水</p> <p>(略)</p> <p>2 給水活動の流れ (略)</p> <p>(3) 県における給水の実施</p> <p>ロ 給水等 (略)</p> <p>(ホ) <u>国土交通省</u>、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請 総務班が行う。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第10節 住宅の供給確保等</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。</p> <p>(1) 住宅の供給方針 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第11節 文教対策</p> <p>(略)</p> <p>2 応急措置の実施基準</p> <p>(略)</p> <p>(4) 教材学用品の供給措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 給与の基準 (イ) 給与の対象 学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を<u>そう</u>失、又は<u>き損</u>し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校</p>	<p>(略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。</p> <p>(1) 住宅の供給方針 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第11節 文教対策</p> <p>(略)</p> <p>2 応急措置の実施基準</p> <p>(略)</p> <p>(4) 教材学用品の供給措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 給与の基準 (イ) 給与の対象 学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を<u>喪失</u>又は<u>損傷</u>し、就学上支障のある小学校児童（<u>義務教育学校の前期課程</u>及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ）、中学校生徒（<u>義務教育学校の後期課程</u>、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>の生徒をいう。以下同じ。) に対して行う。</p>	<p>む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) に対して行う。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第5章 社会基盤の応急対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策</p> <p>本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。</p> <p>1 応急対策の基本方針</p> <p>電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々の災害時対応計画に<u>したが</u>い、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 社会基盤の応急対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策</p> <p>本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。</p> <p>1 応急対策の基本方針</p> <p>電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々の<u>BCPなど</u>災害時対応計画に<u>基づ</u>き、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>(略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。<u>また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>(略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>被災者台帳の整備及び情報提供</u></p> <p>(1) <u>被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備</u></p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>被災者の生活再建等のための情報提供</u></p> <p>県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>被災者の生活再建支援等</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>被災者台帳の整備</u></p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>情報提供</u></p> <p>県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策</p> <p>II 原子力災害対策</p> <p>第2節 被害想定</p> <p>(略)</p> <p>2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響</p> <p>原子力規制委員会が、平成24年10月31日に示した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から概ね半径5kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び原子力施設から概ね30kmを目安とする緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が示された。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力発電所事故事前対策</p> <p>(略)</p> <p>3 住民の屋内退避・避難体制の整備（危機管理室）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所等の確保・整備</p> <p>市町村は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策</p> <p>II 原子力災害対策</p> <p>第2節 被害想定</p> <p>(略)</p> <p>2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響</p> <p>原子力規制委員会が、平成24年10月31日に制定した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から<u>おおむね</u>半径5kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び原子力施設から<u>おおむね</u>30kmを目安とする緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が示された。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力発電所事故事前対策</p> <p>(略)</p> <p>3 住民の屋内退避・避難体制の整備（危機管理室）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所等の確保・整備</p> <p>市町村は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。また、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>4 医療及び健康相談体制の整備 (略)</p> <p>(2) 県及び市町村は、国や立地県、原子力事業者等から整備すべき資機材の情報提供を受け、関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、原子力災害医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>○令和3年4月1日現在の安定ヨウ素剤及び資材の備蓄状況は、次のとおり。</u></p> <p><u>丸剤：20,000丸(大人：10,000人分)</u></p> <p><u>粉末剤：25g(小児用)20本</u></p> <p><u>液剤調製用資機材：以下の資材を15セット</u></p> <p><u>(表)</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による<u>甲状腺被ばく</u>を予防するため住民用の安定ヨウ素剤を備蓄するものとする。加えて乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の調製に必要な調剤用機材等の資機材等を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発(危機管理室)</p> <p>(略)</p> <p>へ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。</p> <p><u>ト その他原子力防災に関すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>4 医療及び健康相談体制の整備 (略)</p> <p>(2) 県及び市町村は、国や立地県、原子力事業者等から整備すべき資機材の情報提供を受け、関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、原子力災害医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による<u>甲状腺の内部被ばく</u>を予防するため住民用の安定ヨウ素剤を備蓄するものとする。加えて乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の調製に必要な調剤用機材等の資機材等を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発(危機管理室)</p> <p>(略)</p> <p>へ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。</p> <p><u>ト 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。</u></p> <p><u>チ その他原子力防災に関すること。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第4節 原子力発電所事故応急対策</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急時モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班)</p> <p>原子力災害が発生した場合に、国(原子力規制委員会)は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ <u>(概ね30km)圏域</u>内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。</p> <p>(略)</p> <p>5 屋内退避等の防護活動(総合調整室応急対策調整班)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 屋内退避・一時移転の要請</p> <p>(略)</p> <p>ロ 県は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、市町村に対して、指示のあった区域内の住民等へ屋内退避等の指示を<u>行うよう要請するものとする。</u></p> <p>(2) 屋内退避、避難指示</p> <p>市町村は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転の指示を<u>行うものとする。</u></p> <p>(3) 屋内退避及び避難・一時移転の基準</p> <p>原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力発電所事故応急対策</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急時モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班)</p> <p>原子力災害が発生した場合に、国(原子力規制委員会)は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。</p> <p>(略)</p> <p>5 屋内退避等の防護活動(総合調整室応急対策調整班)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 屋内退避・一時移転の要請</p> <p>(略)</p> <p>ロ 県は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、市町村に対して、指示のあった区域内の住民等へ屋内退避等指示を<u>伝達するよう連絡するものとする。</u></p> <p>(2) 屋内退避、避難指示</p> <p>市町村は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転の指示を<u>伝達するものとする。</u></p> <p>(3) 屋内退避及び避難・一時移転の基準</p> <p>原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前			改正後		
(屋内退避及び避難に関する指標)			(屋内退避及び避難に関する指標)		
基準値	基準の概要	避難等の概要	基準値	基準の概要	避難等の概要
500 μ Sv/h	地上1mでの空間放射線量率	住民を数時間を目途に区域を特定し避難等を実施。(避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)	500 μ Sv/h	地上1mでの空間放射線量率	住民を数時間を目途に区域を特定し避難等を実施。(避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)
20 μ Sv/h	地上1mでの空間放射線量率	<u>住民を一週間程度以内に一時移転させる。</u> <u>併せて、1日以内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限する。</u>	20 μ Sv/h	地上1mでの空間放射線量率	<u>1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</u>
<p>6 健康相談及び医療救護活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>(略)</p> <p>ニ 安定ヨウ素剤の服用</p> <p> a 服用者</p> <p> 原則として<u>服用不適切者、慎重投与対象者</u>及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。</p> <p>(略)</p>			<p>6 健康相談及び医療救護活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>(略)</p> <p>ニ 安定ヨウ素剤の服用</p> <p> a 服用者</p> <p> 原則として<u>服用不適切項目該当者</u>及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。</p> <p>(略)</p>		